

2026（令和8）年度

公共用水域及び地下水の
水質測定計画

大 阪 府

2026（令和8）年3月策定

目 次

1	公共用水域の水質測定計画	1
1	目 的	3
2	測定地点及び測定機関	
3	測定期間	
4	測定項目	4
5	測定回数	5
6	試料の採取等	6
7	測定方法等	
8	環境基準値及び評価方法	
9	測定結果の報告	
10	その他	
(図1-1)	河川の水質測定水域区分	7
(図1-2)	河川の各水域の水質測定地点図	8
(図1-3)	大阪湾水域の水質・底質測定地点図	14
(別表1-1)	測定地点数及び測定機関総括表	15
(別表1-2)	測定地点、測定回数一覧表(河川)	16
	測定地点、測定回数一覧表(海域)	22
(別表1-3)	測定方法、環境基準値等一覧表	24
(別表1-4)	環境基準値及び評価方法	27
(別表1-5)	環境基準の水域類型指定一覧表	30
2	地下水質測定計画	33
1	目 的	35
2	調査の区分	
3	測定地点及び測定機関	
4	測定期間	
5	測定項目	36
6	測定回数	
7	測定方法	
8	試料の採取等	
9	環境基準値及び評価方法	
10	測定結果の報告	
11	継続監視調査の終了	37
12	その他	
(図2-1)	概況調査測定地点図	38
(図2-2)	継続監視調査測定地区図	39
(別表2-1)	測定地点数及び測定機関総括表	40
(別表2-2)	測定地点一覧表(概況調査)	41
(別表2-3)	測定地点一覧表(継続監視調査)	42
(別表2-4)	測定方法、環境基準値等一覧表	44
参考資料		47
	公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての基本的考え方	49
	地下水質常時監視の継続監視調査における自然由来汚染地点の終了判断 についての基本的考え方	53

1 公共用水域の水質測定計画

2026（令和8）年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の公共用水域の水質を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 測定地点及び測定機関

測定地点は、河川については、原則として、利水状況を考慮しつつ、河川の汚濁状況を総合的に把握できる流末等に設定することとし、また、海域については、原則として、水域の地形、海潮流、主要な汚染源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるように設定することとする。なお、水質測定地点、底質測定地点及び測定機関は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

(1) 水質測定地点

河川：100河川	139地点	（環境基準点 95地点、準基準点 44地点）
海域：大阪湾海域	22地点	（環境基準点 15地点、準基準点 7地点）

(2) 底質測定地点

河川：50地点（うち令和8年度は27地点で測定）
海域：15地点（うち令和8年度は 5地点で測定）

- ・準基準点は、水域の状況をよりの確に把握するため、環境基準点を補完するとともに、人の健康の保護に関する環境基準の評価を行う。

3 測定期間

測定期間は、2026（令和8）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までとする。

4 測定項目

原則として、人の健康の保護に関する環境基準項目、生活環境の保全に関する環境基準項目及び排水基準や水域の特性把握に必要な項目として、次表のとおり設定することとする。

(1) 水質測定項目

	河 川	海 域
ア 人の健康の保護に関する項目(健康項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 ・1,4-ジオキサン 〔ただし、アルキル水銀については総水銀が〕 〔検出された時に限る。〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・1,4-ジオキサン 〔ただし、アルキル水銀については総水銀が〕 〔検出された時に限る。〕
イ 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・生物学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD:酸性法) ・浮遊物質量(SS) ・大腸菌数 ・全窒素(T-N) ・全りん(T-P) ・全亜鉛 ・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(pH) ・溶存酸素量(DO) ・化学的酸素要求量(COD:酸性法、ろ過酸性法) ・大腸菌数 ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・全窒素(T-N) ・全りん(T-P) ・全亜鉛 ・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
ウ 特殊項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分) ・フェノール類 ・銅 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニウム性窒素 ・りん酸性りん 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェノール類 ・銅 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム ・陰イオン界面活性剤 ・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素 ・アンモニウム性窒素 ・りん酸性りん ・プランクトン数 ・クロロフィルa ・懸濁物質(浮遊物質量) ・懸濁物質の強熱減量 ・濁度
エ 特定項目	<ul style="list-style-type: none"> ・トリハロメタン生成能 	
オ 要監視項目	<ul style="list-style-type: none"> ・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン ・ダイアジノン ・フェニトロチオン ・イソプロチオラン ・オキシ銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・EPN ・ジクロロボス ・フェノプロカルブ ・イプロベンホス ・クロロニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン ・塩化ビニルモノマー ・エピクロロヒドリン ・全マンガン ・ウラン ・ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタナ酸(PFOS及びPFOA) ・フェノール ・ホルムアルデヒド ・4-tert-オクチルフェノール ・アニリン ・2,4-ジクロロフェノール 	
カ その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透視度 ・塩素イオン ・電気伝導率 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・気温 ・水温 ・色相 ・臭気 ・透明度 ・塩分 ・電気伝導率 等

- 特殊項目は、排水基準が定められた項目、富栄養化関連項目等。
- 特定項目は、特定水道利水障害の防止のための水道水源の水質の保全に関する特別措置法(平成6年3月4日法律第9号)に基づく項目。
- 要監視項目は、人の健康の保護又は水生生物の保全に関連する項目であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、知見の集積に努めるべき項目。

(2) 底質測定項目

	河 川	海 域
ア 健康項目	<ul style="list-style-type: none"> ・総水銀 ・PCB 	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB
イ 一般項目	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度 ・化学的酸素要求量 ・含水率 ・硫化物 ・酸化還元電位 ・強熱減量 ・総クロム ・ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
ウ その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・水深 ・性状 ・色相 ・臭気 ・泥温 等

5 測定回数

測定回数は、下表を原則とし、過去の検出状況、利水状況、発生源の有無等を考慮の上、設定するものとする。

(1) 河川

		測定項目	測定回数
環境基準点	健康項目	PCB 農薬類 上記以外の項目	・年 1回以上 ・年 1回以上（農薬使用時期に実施） ・年 2回以上
	生活環境項目	全窒素・全りん 大腸菌数 全亜鉛 " ノニルフェノール・LAS 上記以外の項目	・年 4回以上 ・年 12回以上（AA、A、B類型のみ） ・年 4回以上（水生生物の保全に係る類型のみ） ・年 1回以上（その他の地点） ・年 4回以上（水生生物の保全に係る類型のみ） ・年 12回以上
	特殊項目	全項目	・年 1回以上
	特定項目	全項目	・年 1回以上（水道利水のある地点）
	要監視項目	全項目	・府域全域の長期的な状況を把握するための頻度・回数とし、3年で測定地点を一巡するローリング調査を基本とする。
準基準点	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全窒素・全りん 全亜鉛 " ノニルフェノール・LAS 上記以外の項目（大腸菌数を除く）	・年 2回以上 ・年 2回以上（水生生物の保全に係る類型のみ） ・年 1回以上（その他の地点） ・年 2回以上（水生生物の保全に係る類型のみ） ・年 4回以上
	特殊項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上。
	特定項目	全項目	

- 通日測定は、水質管理上重要かつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上（各1日について2時間間隔で13回採水分析）。
- 河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において、3年で測定地点を一巡するローリング調査を基本とし、調査年につき年1回以上。

(2) 海域

		測定項目	測定回数
環境基準点	健康項目	PCB 上記以外の項目	・年 1回以上 ・年 2回以上
	生活環境項目	大腸菌数 ノルマルヘキサン抽出物質 全亜鉛 " ノニルフェノール・LAS 上記以外の項目	・年 12回以上（A類型のみ） ・年 12回以上（A、B類型のみ） ・年 4回以上（水生生物の保全に係る類型のみ） ・年 1回以上（その他の地点） ・年 4回以上（水生生物の保全に係る類型のみ） ・年 12回以上
	特殊項目	全項目	・年 1回以上
準基準点	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全亜鉛 " ノニルフェノール・LAS 上記項目・大腸菌数・ノルマルヘキサン抽出物質を除く項目	・年 2回以上（水生生物の保全に係る類型のみ） ・年 1回以上（その他の地点） ・年 2回以上（水生生物の保全に係る類型のみ） ・年 4回以上
	特殊項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上。

- 海域の底質は、3年で測定地点を一巡するローリング調査を基本とし、健康項目については調査年につき年1回以上、一般項目については調査年につき年2回以上。

測定月は原則として次表のとおりとする。

年間測定回数	測定月
1回	8月
2回	8月、2月
4回	5月、8月、11月、2月
6回	5月、7月、8月、11月、1月、2月
12回	毎月

6 試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施にあたり、健康項目については、水域の水量いかに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時）にある時期とする。
- (2) 流量観測は採水日に実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。なお、1日あたりの流量観測回数は、原則2回とし、変動の少ない地点は1回とする。
- (3) 河川における試料採取は流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、気温、水温及び水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。また、次の項目については、午後3時に最も近い採水時の試料について測定する。

なお、1日の内で水質の大きな変動がない河川や流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| ・生活環境項目 | (溶存酸素量、大腸菌数、全亜鉛) |
| ・健康項目 | (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く) |
| ・特殊項目 | (ルルル抽出物質、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガ、全COD) |
| ・特定項目 | |
| ・要監視項目 | |

海域の場合は、表層は海面下1m層から採水する。また、底層は環境基準点のうち港内3地点を除く12地点において、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5m層から採水する。なお、底層については溶存酸素量(DO)についてのみ海底面上1m層からも採水する。

底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

- (4) 以上の他、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に準拠する。

7 測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表1-3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

8 環境基準値及び評価方法

環境基準値及び評価方法は、別表1-4のとおりとする。

9 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

10 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



図1-1 河川の水質測定水域区分

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
1	淀川	枚方大橋流心	34°48'51"	135°37'57"
2		枚方大橋左岸	34°48'51"	135°37'57"
3		枚方大橋右岸	34°48'51"	135°37'57"
4	鳥飼大橋	流心	34°45'30"	135°34'23"
5		左岸	34°45'30"	135°34'23"
6		右岸	34°45'30"	135°34'23"
7	菅原城北大橋		34°44'00"	135°32'11"
8		伝法大橋	34°41'35"	135°26'52"
9	船橋川	新登橋上流	34°51'03"	135°40'42"
10	藤本川	淀川合流直前	34°50'56"	135°39'37"
11	穂谷川	淀川合流直前	34°50'52"	135°39'45"
12	檜尾川	磐手杜神社	34°51'42"	135°38'00"
13	黒田川	西ノ口樋門	34°49'23"	135°38'59"
14	天野川	淀川合流直前	34°49'11"	135°38'41"
15	安居川	淀川合流直前	34°48'56"	135°38'28"
16	芥川	脇橋	34°52'26"	135°35'22"
17		鷺打橋	34°49'06"	135°37'05"
19	女瀬川	天堂橋	34°50'17"	135°36'22"
20	水無瀬川	名神高速道路高架橋下	34°53'27"	135°39'58"

(地図中番号18は欠番)

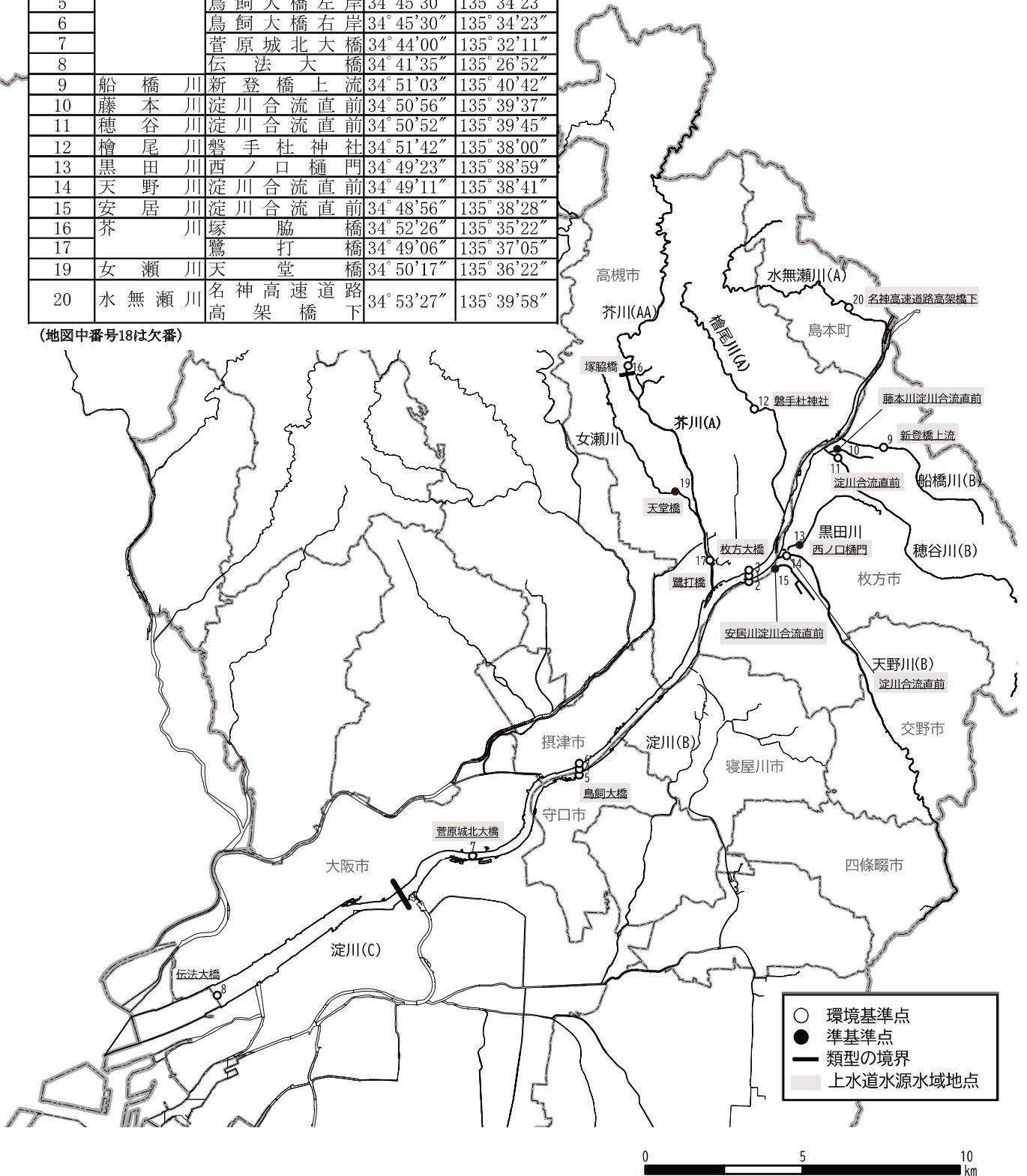


図1-2(1) 淀川水域の水質測定地点図

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
21	神崎川	小松橋	34° 45' 22"	135° 32' 12"
22		新三国橋	34° 44' 17"	135° 28' 50"
23		神崎橋	34° 43' 59"	135° 26' 49"
24		千船橋	34° 42' 38"	135° 26' 44"
25	左門殿川	辰巳橋	34° 42' 41"	135° 25' 47"
28	天竺川	神崎川合流直前	34° 44' 56"	135° 28' 43"
29	番田井路	玉川	34° 48' 52"	135° 36' 07"
30	安威川	車作大橋	34° 53' 44"	135° 33' 43"
31		桑ノ原橋	34° 51' 40"	135° 33' 45"
32		宮島橋	34° 47' 15"	135° 34' 55"
33		新京阪橋	34° 45' 31"	135° 31' 55"
34		茨木川	安威川合流直前	34° 49' 48"
35	大正川	安威川合流直前	34° 46' 36"	135° 33' 47"

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
36	山田川	安威川合流直前	34° 46' 27"	135° 33' 26"
37	正雀川	安威川合流直前	34° 46' 16"	135° 32' 59"
38	勝尾寺川	中河原橋	34° 50' 26"	135° 33' 15"
39	猪名川	銀橋	34° 51' 15"	135° 24' 55"
40		軍行橋	34° 47' 47"	135° 25' 23"
41		利倉橋	34° 45' 41"	135° 27' 18"
42	箕面川	箕面市取水口	34° 50' 17"	135° 28' 11"
43		府県境	34° 47' 59"	135° 25' 51"
44	余野川	猪名川合流直前	34° 50' 31"	135° 25' 27"
45	千里川	猪名川合流直前	34° 46' 00"	135° 27' 06"
46		落合橋	34° 49' 13"	135° 28' 37"
47	田尻川	兵庫県界	34° 56' 12"	135° 25' 31"
48	一庫・大路次川	兵庫県界	34° 56' 27"	135° 24' 34"
49	山辺川	一庫・大路次川合流直前	34° 57' 30"	135° 24' 32"

(地図中番号26、27は欠番)

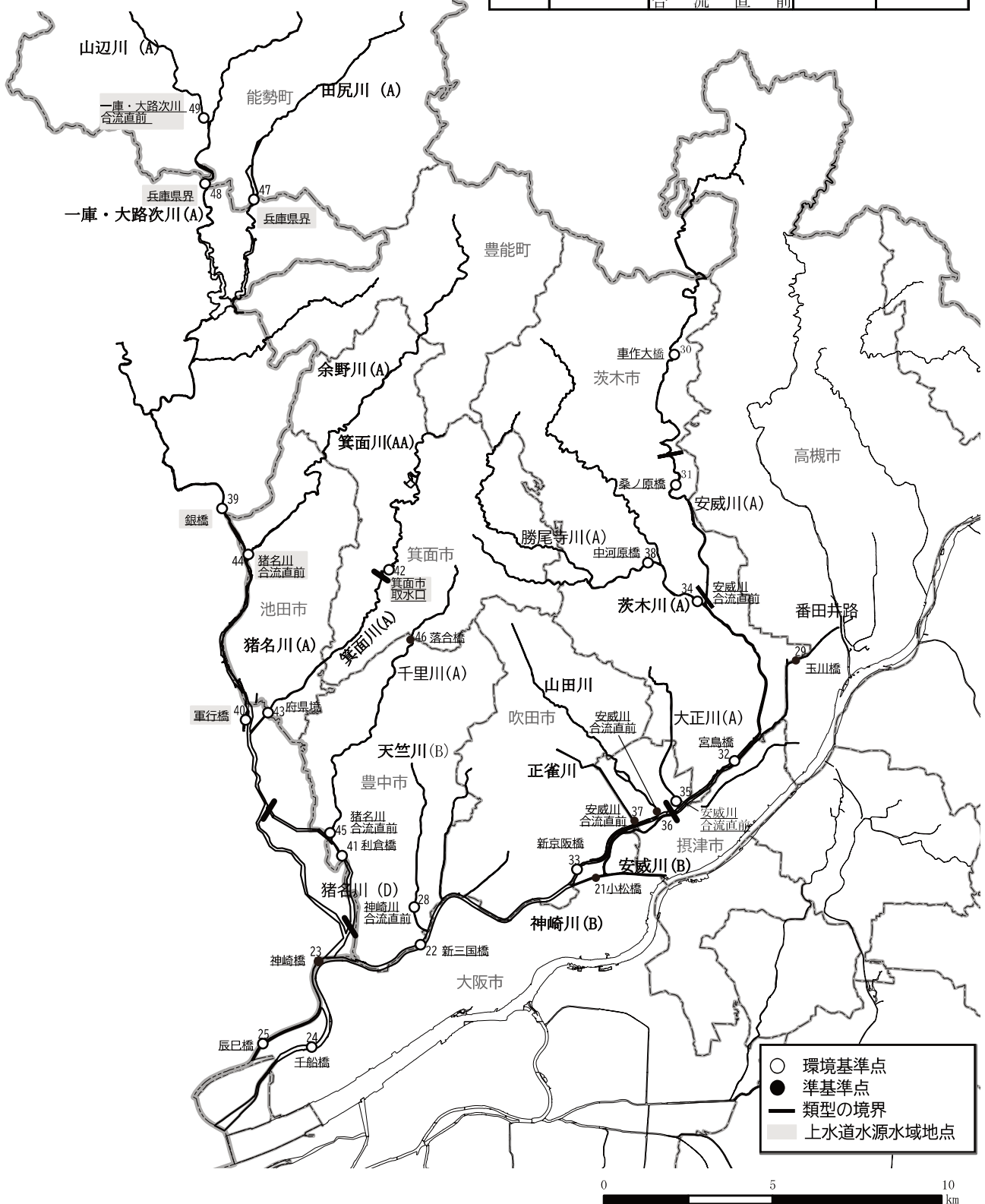


図1-2 (2) 神崎川水域の水質測定地点図

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
50	寝屋川	清水橋	34°46'17"	135°37'26"
51		萱島橋	34°44'50"	135°36'41"
52		住道大橋	34°42'38"	135°37'20"
53		今津橋	34°41'47"	135°34'29"
54		京橋	34°41'28"	135°31'21"
55	出雨水幹線	市境	34°47'28"	135°37'01"
56	恩智川	福栄橋下流100m	34°38'43"	135°37'33"
57		三池橋	34°39'20"	135°37'32"
58		住道新橋	34°42'26"	135°37'24"
59	古川	徳栄橋	34°41'56"	135°34'55"
60	玉串川	JAグリーン大阪前	34°38'43"	135°36'59"
61	第二寝屋川	巨摩橋	34°39'18"	135°35'58"
62		新金吾郎橋	34°41'12"	135°34'28"
63	寝屋川	下城見橋	34°41'22"	135°32'16"
64		新家東橋	34°38'48"	135°35'57"
65	楠根川	第二寝屋川前	34°41'12"	135°33'51"
66	平野川	天王田大橋	34°41'15"	135°33'14"
67	平野川	東竹瀝橋	34°37'04"	135°34'25"
68		南弁天橋	34°39'58"	135°32'21"
69		城見橋	34°41'20"	135°32'26"
70	大正川	平野川合流直前	34°36'49"	135°34'38"

(地図中番号55は平成27年度までの「淀川左岸幹線第一水路」の「市境」と同一地点)

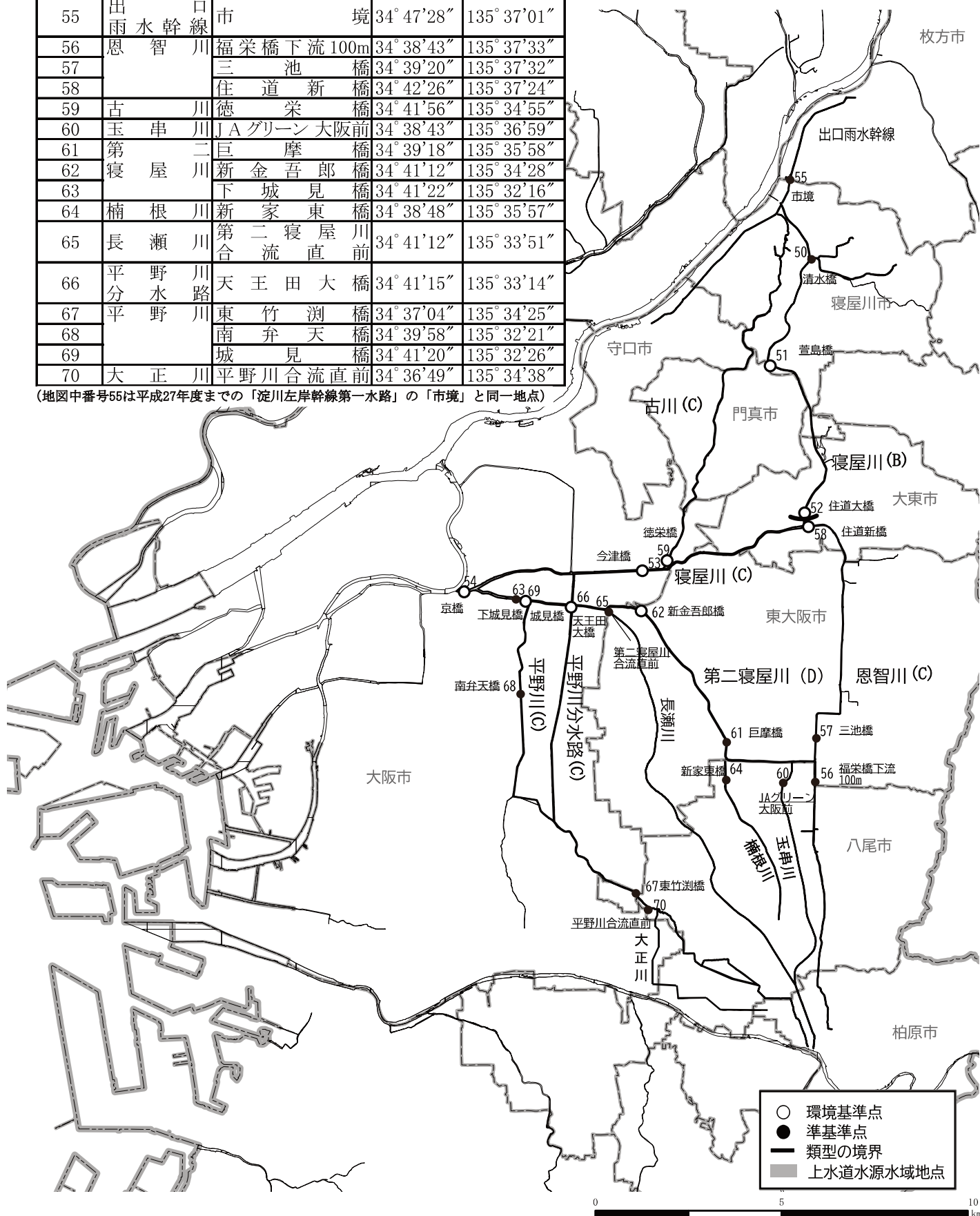


図1-2 (3) 寝屋川水域の水質測定地点図

地図中 番号	河川名	地点名	北緯	東経
71	大川	桜宮橋	34° 41' 51"	135° 31' 22"
72	堂島川	天神橋	34° 41' 31"	135° 30' 43"
73	土佐堀川	天神橋	34° 41' 27"	135° 30' 43"
74	道頓堀川	大黒橋	34° 40' 08"	135° 29' 52"
75	正蓮寺川	北港大橋下流700m	34° 40' 40"	135° 25' 54"
76	六軒家川	春日出橋	34° 40' 40"	135° 27' 30"
77	安治川	天保山渡	34° 39' 26"	135° 25' 52"
78	尻無川	甚兵衛渡	34° 39' 25"	135° 27' 44"
79	木津川	千本松渡	34° 37' 55"	135° 28' 37"
80	木津川運河	船町渡	34° 37' 59"	135° 27' 28"
81	住吉川	住之江大橋下流1100m	34° 36' 57"	135° 27' 38"
82	東横堀川	本町橋	34° 41' 01"	135° 30' 36"

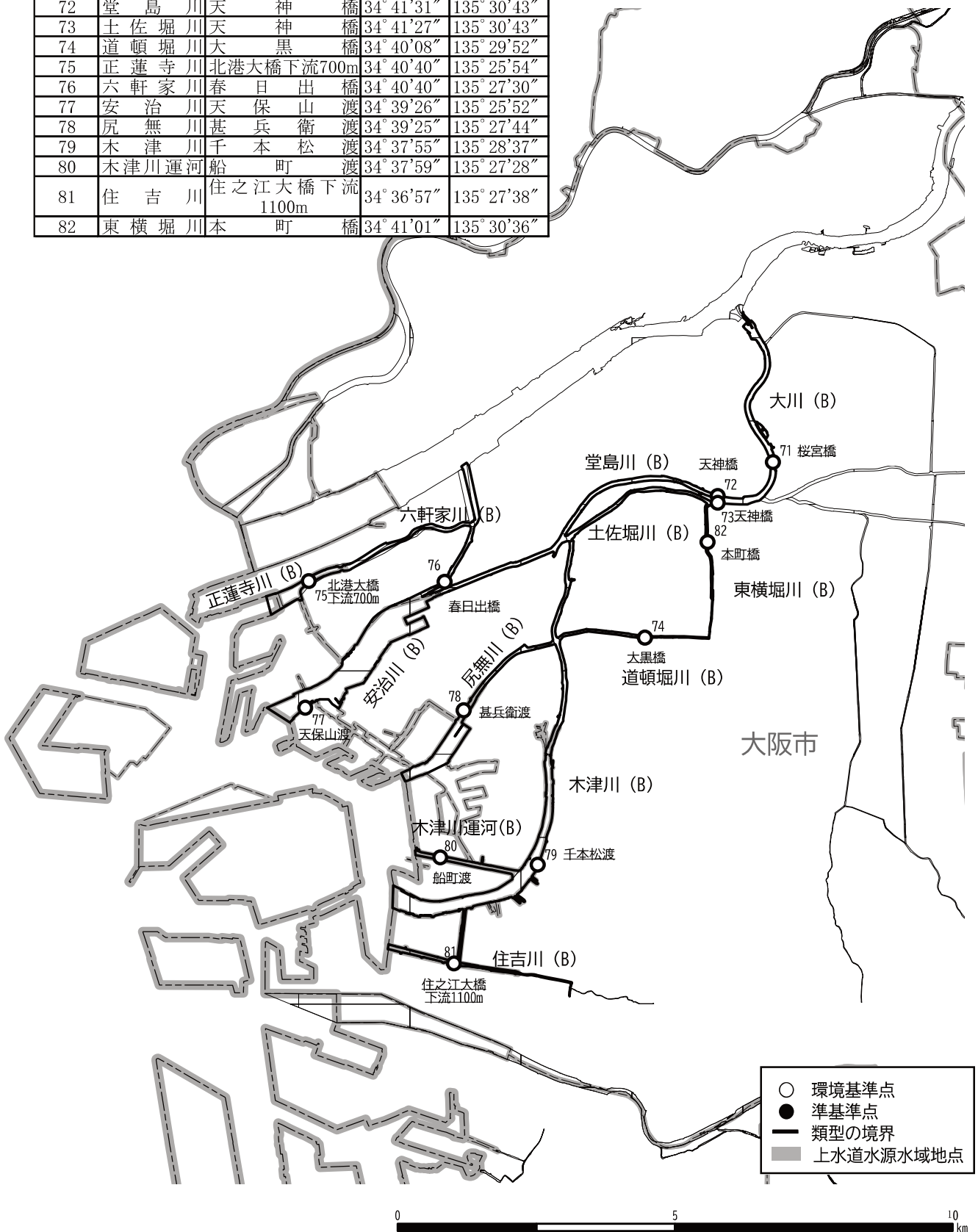


図1-2(4) 大阪市内河川水域の水質測定地点図

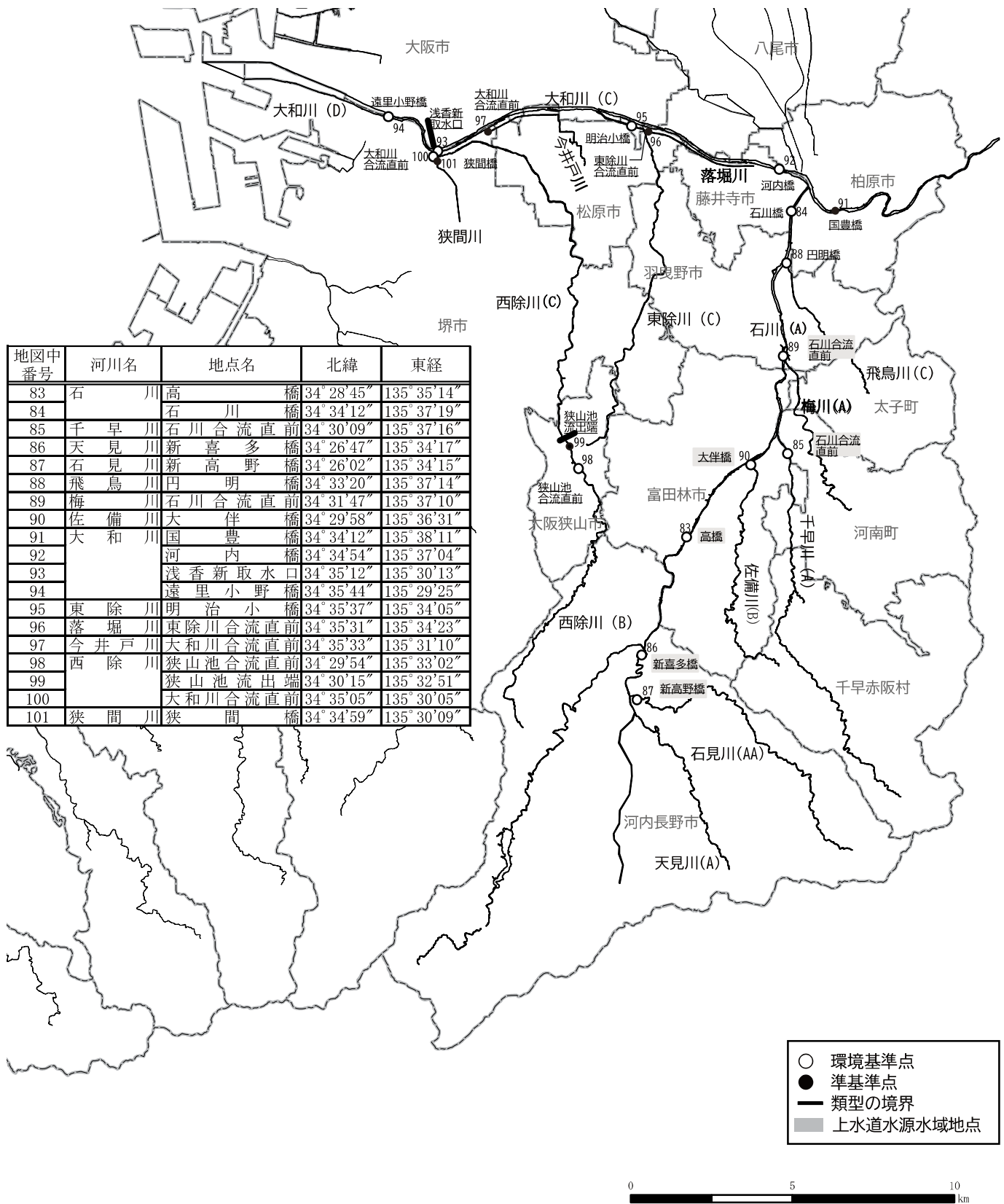


図1-2(5) 大和川水域の水質測定地点図

地図中番号	河川名	地点名	北緯	東経
102	内川放水路	古川橋	34° 35' 07"	135° 28' 10"
103	内川	堅川橋	34° 34' 55"	135° 27' 59"
104	石津川	新川橋	34° 30' 16"	135° 29' 24"
105		石津川橋	34° 33' 20"	135° 26' 59"
106		毛穴大橋	34° 31' 56"	135° 28' 13"
107	百済川	高入橋	34° 32' 55"	135° 28' 09"
108	百舌鳥川	北条橋	34° 32' 56"	135° 29' 01"
110	和田川	小野々井橋	34° 31' 19"	135° 28' 17"
111	陶器川	百年橋	34° 30' 58"	135° 28' 58"
113	王子川	新王子橋	34° 31' 04"	135° 25' 27"
114	新川	河口水門	34° 30' 20"	135° 24' 10"
115	大津川	高津取水口	34° 29' 27"	135° 24' 19"
116		大津川橋	34° 29' 45"	135° 23' 53"
117	牛滝川	高橋	34° 28' 23"	135° 24' 54"
118	松尾川	新緑田橋	34° 28' 35"	135° 25' 13"
119	榎尾川	繁和橋	34° 28' 57"	135° 25' 06"
120	父鬼川	神田橋	34° 25' 51"	135° 29' 40"
121	東榎尾川	東条橋	34° 25' 50"	135° 29' 48"
122	春木川	春木橋	34° 28' 35"	135° 23' 16"
123	津田川	昭代橋	34° 27' 15"	135° 21' 42"
124	近木川	厄除橋	34° 23' 56"	135° 23' 11"
125		近木川橋	34° 26' 12"	135° 20' 47"
126	梶谷川	通天橋	34° 23' 55"	135° 23' 08"
127	見出川	見出橋	34° 25' 48"	135° 20' 22"
128	佐野川	昭平橋	34° 25' 14"	135° 19' 44"
129	雨山川	佐野川合流直前	34° 24' 20"	135° 20' 21"
130	住吉川	向田橋	34° 24' 18"	135° 20' 32"
131	田尻川	府道堺阪南線陸橋	34° 23' 40"	135° 17' 33"
132	櫻井川	兔田橋	34° 22' 38"	135° 18' 41"
133	新家川	櫻井川橋	34° 23' 00"	135° 17' 09"
134	新家川	明治小橋	34° 22' 36"	135° 17' 27"
135	大里川	河口水門	34° 22' 36"	135° 15' 10"
136	男里川	男里川橋	34° 21' 37"	135° 15' 10"
137	金熊寺川	男里橋	34° 21' 32"	135° 15' 23"
138	菟砥川	西打合橋	34° 21' 13"	135° 15' 13"
139	山中川	東打合橋	34° 21' 12"	135° 15' 21"
140	茶屋川	新茶屋川橋	34° 20' 23"	135° 12' 40"
141	番川	田身輪橋	34° 19' 41"	135° 10' 38"
142	大川	昭南橋	34° 19' 11"	135° 08' 59"
143	東川	一軒屋橋	34° 19' 06"	135° 07' 21"
144	西川	こうや橋	34° 19' 04"	135° 07' 14"

(地図中番号109、112は欠番)

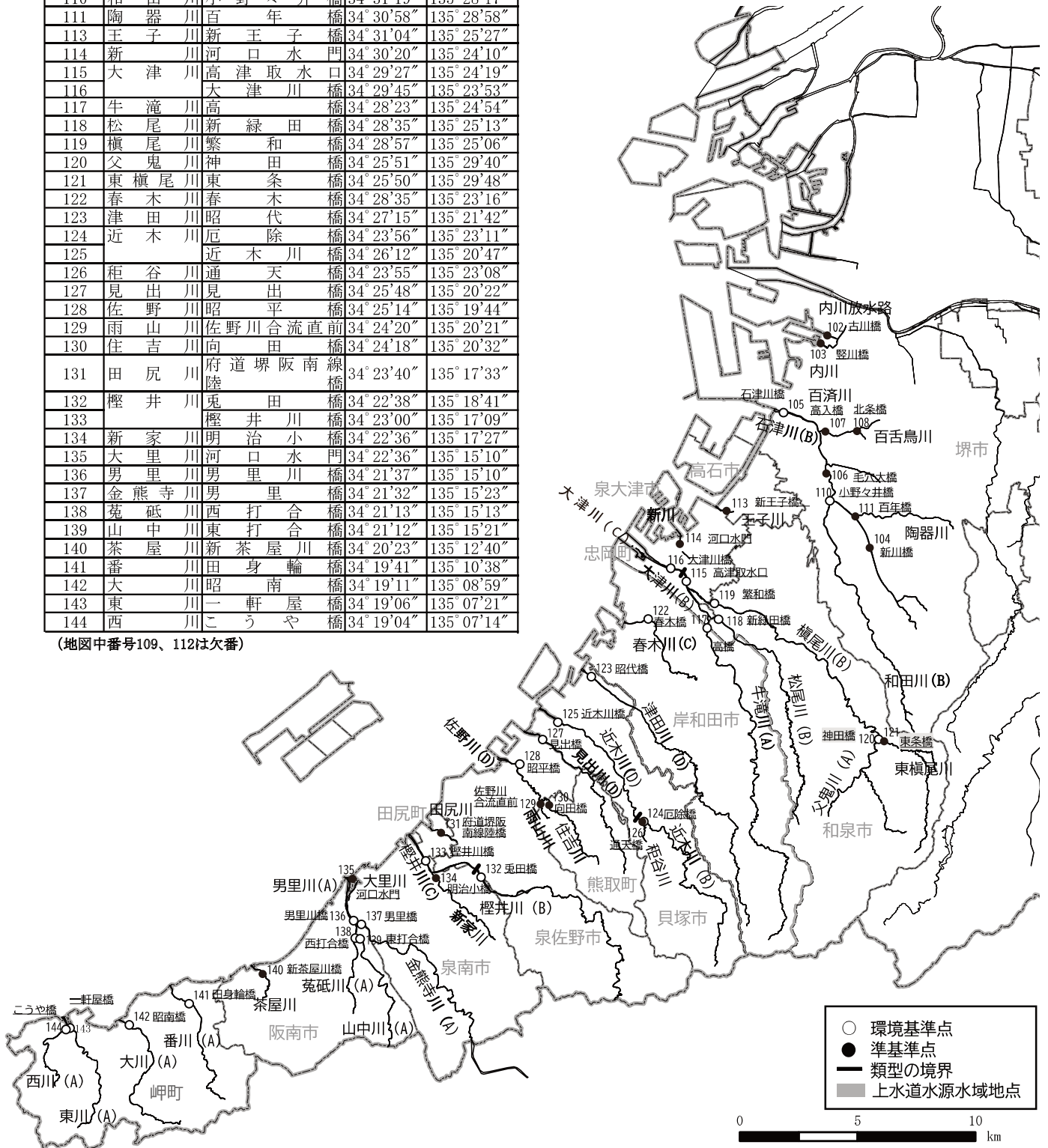
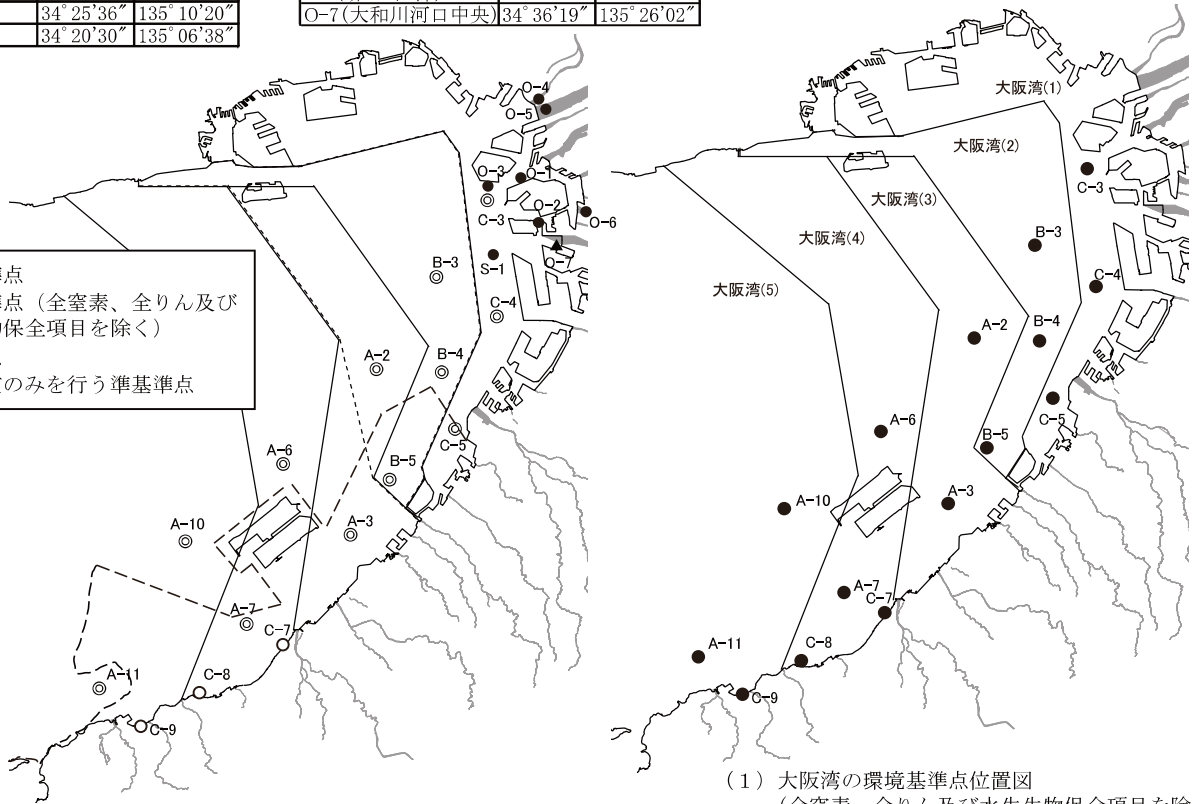


図1-2(6) 泉州諸河川水域の水質測定地点図

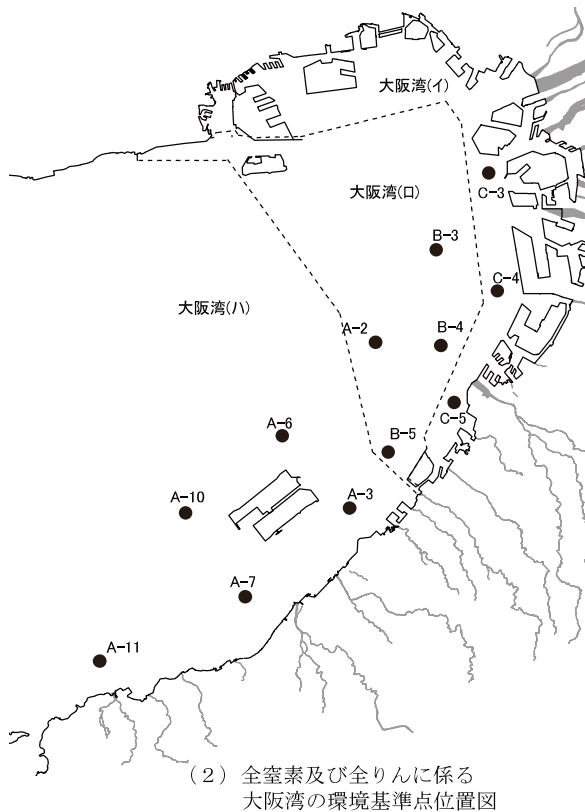
地点名	北緯	東経
C-3(南港西)	34° 37' 58"	135° 23' 05"
C-4(堺北港西)	34° 33' 42"	135° 23' 32"
C-5(阪南港西)	34° 29' 42"	135° 21' 38"
B-3(築港沖)	34° 35' 12"	135° 20' 56"
B-4(泉大津沖)	34° 31' 48"	135° 21' 08"
B-5(二色沖)	34° 28' 00"	135° 18' 50"
A-2(忠岡港沖)	34° 31' 54"	135° 18' 14"
A-3(りんくう沖)	34° 26' 00"	135° 17' 14"
A-6(関空北)	34° 28' 30"	135° 14' 20"
A-7(尾崎沖)	34° 22' 36"	135° 12' 50"
A-10(関空西)	34° 25' 36"	135° 10' 20"
A-11(観音崎沖)	34° 20' 30"	135° 06' 38"

地点名	北緯	東経
C-7(尾崎港内)	34° 22' 06"	135° 14' 26"
C-8(淡輪港内)	34° 20' 20"	135° 10' 51"
C-9(深日港内)	34° 19' 09"	135° 08' 29"
O-1(No.5パイ跡)	34° 38' 38"	135° 24' 35"
O-2(南港)	34° 37' 07"	135° 25' 17"
O-3(大阪港関門外)	34° 38' 22"	135° 23' 11"
O-4(神崎川河口中央)	34° 41' 29"	135° 25' 12"
O-5(淀川河口中央)	34° 41' 07"	135° 25' 32"
O-6(木津川河口中央)	34° 37' 29"	135° 27' 12"
S-1(堺7-3区沖)	34° 35' 50"	135° 23' 19"
O-7(大和川河口中央)	34° 36' 19"	135° 26' 02"

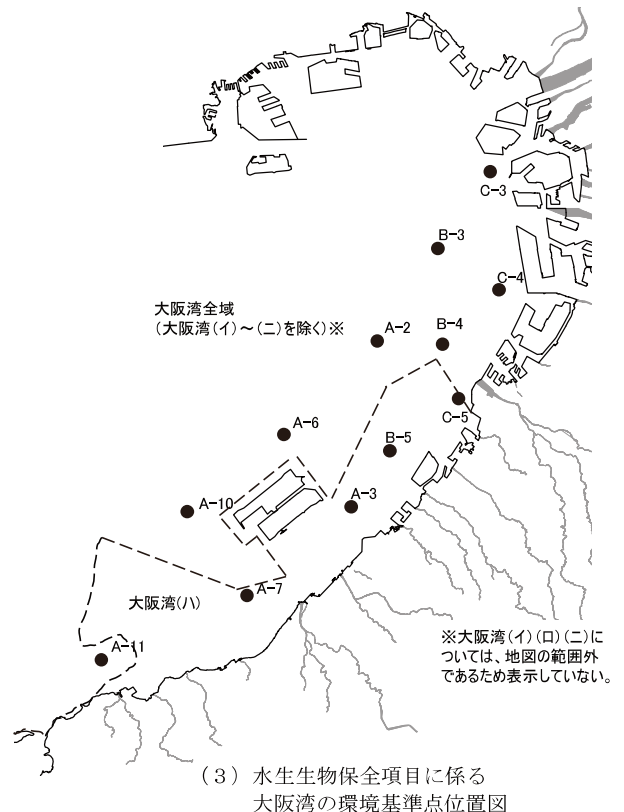
- ◎ 環境基準点
- 環境基準点 (全窒素、全りん及び水生生物保全項目を除く)
- 準基準点
- ▲ 底質測定のみを行う準基準点



(1) 大阪湾の環境基準点位置図
(全窒素、全りん及び水生生物保全項目を除く)



(2) 全窒素及び全りんに係る
大阪湾の環境基準点位置図



(3) 水生生物保全項目に係る
大阪湾の環境基準点位置図

※大阪湾(イ)(ロ)(二)については、地図の範囲外であるため表示していない。

図1-3 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表1-1 測定地点数及び測定機関総括表

測定機関	調査区分 水域及び区分	水 質 測 定														底 質 測 定					
		河 川												海 域		河 川		海 域			
		淀川		神崎川		寝屋川		大阪市内河川		大和川		泉州諸河川								河川合計	
大阪府	環境基準点	1		10		2				9	12	20	30	42	57	15	15	9 (29)	9 (29)	4 (12)	5 (15)
	準基準点		1	2		2				3	12	10		15						1 (3)	
近畿地方 整備局	環境基準点	9		3	3					4	5			16	17			12	12		
	準基準点		9							1				1							
大阪市	環境基準点			1	2	5	7	12	12					18	21		6	4 (5)	4 (5)		
	準基準点			1	2	2								3		6					
堺市	環境基準点									1	2	2	9	3	11		1	1 (2)	1 (2)		
	準基準点									1		7		8		1					
岸和田市	環境基準点											2	2	2	2			1 (2)	1 (2)		
	準基準点												2		2						
豊中市	環境基準点			2	3									2	3						
	準基準点			1										1							
吹田市	環境基準点				1										1						
	準基準点			1										1							
高槻市	環境基準点	2												2	4						
	準基準点	1	3	1	1									2							
枚方市	環境基準点	3					1	1						3	7						
	準基準点	3	6			1								4							
茨木市	環境基準点			5	5									5	5						
	準基準点																				
八尾市	環境基準点						5								5						
	準基準点					5								5							
寝屋川市	環境基準点					1								1	2						
	準基準点					1	2							1							
東大阪市	環境基準点					1								1	4						
	準基準点					3	4							3							
合計	環境基準点	15	19	21	27	9	21	12	12	14	19	24	41	95	139	15	22	27 (50)	27 (50)	4 (12)	5 (15)
	準基準点	4		6	12		21		12	5	19	17	41	44	139	7				1 (3)	

注) 底質で1行中に2段ある測定地点数は、上段はローリングで測定を行う機関の今年度測定地点数、下段()内は全地点数を表す。

別表1-2(4) 測定地点、測定回数一覧表(海域)

水域名	環境基準	(全水素・域全りん)	(全環窒素・全基りん)	(水生生動物の保全)	(水環生生動物の保全)	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	N・P等水域コード	測定機関	水質測定(表層)	水質測定(底層)	底質測定	水												質										
															生活環境項目												水生生物				健康						
															pH	D	COD(酸性法)	COD(ろ過酸性法)	大腸菌数	ホルマリン抽出物質	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	L	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒素								
																														12	12	12	12	12	12	12	12
大阪湾(1)	海域Cイ	大阪湾(イ)	海域IVイ	大阪湾(全域)	海域生物Aイ	C-3(南港西)	◎	0001	60101	401	大阪府	○	○		12	12	12	12	-	2	12	12	4	2	2	◎	◎	◎	◎								
												○	○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾(2)	海域Bロ	大阪湾(ロ)	海域IIIイ	大阪湾(全域)	海域生物Aイ	B-3(築港沖)	◎	0004	60201	402	大阪府	○	○		12	12	12	12	-	12	12	12	4	2	2	◎	◎	◎	◎								
												○	○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾(3)	海域Aハ	大阪湾(ハ)	海域IIイ	大阪湾(ハ)	海域生物特Aイ	A-3(りんくう沖)	◎	0008	60302	403	大阪府	○	○		12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	◎	◎	◎	◎								
												○	○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾(4)	海域Aロ	大阪湾(ロ)	海域IIイ	大阪湾(ハ)	海域生物Aイ	A-6(関空北)	◎	0009	60401	403	大阪府	○	○		12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	◎	◎	◎	◎								
												○	○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾(5)	海域Aイ	大阪湾(イ)	海域IIイ	大阪湾(ハ)	海域生物Aイ	A-10(関空西)	◎	0011	60501	403	大阪府	○	○		12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	◎	◎	◎	◎								
												○	○		12	12	12	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
尾崎港	海域Cイ	大阪湾(イ)	海域IIイ	大阪湾(ハ)	海域生物Aイ	C-7(尾崎港内)	○	0013	60601	503	大阪府	○	○		12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	◎	◎	◎	◎								
												○	○		12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	◎	◎	◎	◎									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
淡輪港	海域Cイ	大阪湾(イ)	海域IIイ	大阪湾(ハ)	海域生物Aイ	C-8(淡輪港内)	○	0014	60701	503	大阪府	○	○		12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	◎	◎	◎	◎								
												○	○		12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	◎	◎	◎	◎									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
深日港	海域Cイ	大阪湾(イ)	海域IIイ	大阪湾(ハ)	海域生物Aイ	C-9(深日港内)	○	0015	60801	503	大阪府	○	○		12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	◎	◎	◎	◎								
												○	○		12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	◎	◎	◎	◎									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	O-1(No.5ブイ跡)	●	0016	60151	501	大阪府	○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	O-2(南港)	●	0017	60152	501	大阪府	○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	O-3(大阪港関門外)	●	0018	60153	501	大阪府	○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	O-4(神崎川河口中央)	●	0019	60154	501	大阪府	○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	O-5(淀川河口中央)	●	0020	60155	501	大阪府	○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	O-6(木津川河口中央)	●	0021	60156	501	大阪府	○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
												○	○		12	12	12	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	S-1(堺7-3区沖)	●	0022	60171	501	堺市	○	○		4	4	4	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	2									
												○	○		4	4	4	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-								
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
大阪湾(1)	-	大阪湾(イ)	-	大阪湾(全域)	-	O-7(大和川河口中央)	▲				大阪府	○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
												○	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
総合計															404	410	404	306	72	124	332	332	68	44	44	24	24	24	24	24							

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
 注2 「環境基準点」の内、◎印は環境基準点、○印は環境基準点(全窒素、全りん及び水生生物保全項目を除く)を、●印は準基準点を、▲印は底質測定のみを行う準基準点を示す。
 注3 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
 注4 丸囲み数字(①、②)は数年一度調査を実施するローリング調査導入地点を示す。円内の数字は測定回数を示し、-は測定を実施しないことを示す。

別表1-3 測定方法、環境基準値等一覧表

(水質)

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
健康項目	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3 JIS K 0102-3 14.4 JIS K 0102-3 14.5	電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.003 以下	0.0003
	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.4 JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.5 JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない) 昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)(蒸留操作は装置にて行う)	ビリンゴビラジロの吸光光度分析法 4-ビリンゴカミラジロの吸光光度分析法 流れ分析法(4-ビリンゴカミラジロの発色)	検出されないこと	0.1
	鉛	JIS K 0102-3 13.2 JIS K 0102-3 13.3 JIS K 0102-3 13.4 JIS K 0102-3 13.5	ルーム原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.005
	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3.1 JIS K 0102-3 24.3.2 JIS K 0102-3 24.3.4 JIS K 0102-3 24.3.5 JIS K 0102-3 24.3.6 ただし、次の1及び2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2までに定めるところによる。 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(JIS K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限り。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	ジフェニルピコリド 吸光光度分析法 流れ分析法(ジフェニルピコリド 吸光光度分析法) 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.02 以下	0.01
	砒素	JIS K 0102-3 20.3 JIS K 0102-3 20.4 JIS K 0102-3 20.5	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.005
	総水銀	付表2	還元酸化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	付表3	溶媒抽出ガスクロマトグラフ法	検出されないこと	0.0005
	P C B	付表4	溶媒抽出ガスクロマトグラフ法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ法(FID)	0.02 以下	0.002
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッドスペースガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ法(ECD) パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ法(FID)	0.004 以下	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ法(FID)	0.1 以下	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	同上	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッドスペースガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	1 以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	同上	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	同上	同上	0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン	同上	同上	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	チウラム	付表5	高速液体クロマトグラフ法	0.006 以下	0.0006
	シマジン	付表6の第1 付表6の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法(FTD)(ECD)	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	同上	同上	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ法(FID)	0.01 以下	0.001	
セレン	JIS K 0102-3 26.2 JIS K 0102-3 26.3 JIS K 0102-3 26.4	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄 参照	特殊項目欄 参照	10 以下	0.08	
ふっ素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3 JIS K 0102-2 5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、リン酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K 0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) JIS K 0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。)及びJIS K0102-2 5.5	ラタン・アリザリコパレキンの吸光光度分析法 流れ分析法(ラタン・アリザリコパレキンの発色) イオンクロマトグラフィー	0.8 以下	0.08	
ほう素	JIS K 0102-3 5.2 JIS K 0102-3 5.5 JIS K 0102-3 5.6	メレンブルー吸光光度分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1 以下	0.02	
1,4-ジオキサン	付表7の第1 付表7の第2 付表7の第3	活性炭抽出ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法	0.05 以下	0.005	

区分	測定項目	測定	方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102-1 12	ガラス電極法	別表1-4参照	-
	溶存酸素量	JIS K 0102-1 21.2	よう素滴定法	別表1-4参照	0.5
		JIS K 0102-1 21.3	ミラー変法		
		JIS K 0102-1 21.4	隔膜電極法		
		JIS K 0102-1 21.5	光学式センサ法		
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102-1 18		別表1-4参照	0.5
	化学的酸素要求量	JIS K 0102-1 17.2	酸性過マンガン酸カリウムによる酸素消費量(CODMn)		
	化学的酸素要求量 (アルカリ性法)	(海城)昭和46年12月28日付け環境庁告示 第59号別表(以下「告示別表」)2の2ア 備考2		別表1-4参照	0.5
	浮遊物質量	付表8		別表1-4参照	1
	大腸菌数	JIS K0102-5 5.6.2に定める方法(5.6.2.7は除く。)(ただし、 試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃(凍結させない) の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、 12時間以内に試験する。)	特定酵素基質培地平板培養法	別表1-4参照	1CFU/100mL
環境項目	ノルマルヘキサン抽出物質	JIS K 0102-1 22.5	捕集濃縮・抽出法	別表1-4参照	0.5
	全窒素	(河川)JIS K 0102-2 17.3	酸化分解-紫外線吸光度分析法	別表1-4参照	0.05
		(河川、海城)JIS K 0102-2 17.4	酸化分解-銅・カリウム還元-ナフチレンジアミン吸光度分析法		
	全りん	(河川、海城)JIS K 0102-2 17.5(JIS K0102-2 17.5.3.2を除く。)	流れ分析法(酸化分解-紫外線吸光度又は銅・カリウム還元-ナフチレンジアミン発色)	別表1-4参照	0.003
		JIS K 0102-2 18.4(JIS K0102-2 18.4.1.4(b)を除く。)	トリブデン青吸光度分析法、流れ分析法		
	全亜鉛	JIS K 0102-3 12.2	ルム原子吸光分析法	別表1-4参照	0.001
		JIS K 0102-3 12.3	電気加熱原子吸光分析法		
		JIS K 0102-3 12.4	ICP発光分光分析法		
	ノニルフェノール	JIS K 0102-3 12.5	ICP質量分析法	別表1-4参照	0.00006
		付表9			
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	JIS K 0102-4 6.2.5	高速液体クロマトグラフィー質量分析法	別表1-4参照	0.0006	
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3(蒸留操作はJIS K 0102-4 5.2.2.3に規定する方法を除く)	4-アミノフェノール吸光度分析法	-	0.005
		JIS K 0102-4 5.2.4(試験操作はJIS K 0170-5のうち、6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。)	流れ分析法(4-アミノフェノール発色)		
	銅	JIS K 0102-3 11.3	ルム原子吸光分析法	-	0.005
		JIS K 0102-3 11.4	電気加熱原子吸光分析法		
		JIS K 0102-3 11.5	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102-3 11.6	ICP質量分析法		
	溶解性鉄	JIS K 0102-3 16.3	ルム原子吸光分析法	-	0.08
		JIS K 0102-3 16.4	電気加熱原子吸光分析法		
		JIS K 0102-3 16.5	ICP発光分光分析法		
	溶解性マンガン	JIS K 0102-3 15.2	ルム原子吸光分析法	-	0.01
JIS K 0102-3 15.3		電気加熱原子吸光分析法			
JIS K 0102-3 15.4		ICP発光分光分析法			
全クロム	JIS K 0102-3 24.2.1	ジフェニルピリジン吸光度分析法	-	0.03	
	JIS K 0102-3 24.2.3	電気加熱原子吸光分析法			
	JIS K 0102-3 24.2.4	ICP発光分光分析法			
	JIS K 0102-3 24.2.5	ICP質量分析法			
陰イオン界面活性剤	JIS K 0102-4 6.2.1	メレンブルー吸光度分析法	-	0.01	
	JIS K 0102-4 6.2.2	メレンブルー吸光度分析法			
	JIS K 0102-4 6.2.3	溶媒抽出-ルム原子吸光分析法			
	JIS K 0102-4 6.2.4	流れ分析法(メレンブルー発色)			
硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3	還元蒸留-イオドフェノール青吸光度分析法	-	0.04	
	JIS K 0102-2 15.4	還元蒸留-リチウム還元-フェノール青吸光度分析法			
	JIS K 0102-2 15.6	銅・カリウム還元-ナフチレンジアミン吸光度分析法			
	JIS K 0102-2 15.7	流れ分析法(銅・カリウム還元-ナフチレンジアミン発色)			
亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14.2	イオンクロマトグラフィー	-	0.04	
	JIS K 0102-2 14.3	ナフチレンジアミン吸光度分析法			
	JIS K 0102-2 14.4	流れ分析法(ナフチレンジアミン発色)			
	JIS K 0102-2 14.4	イオンクロマトグラフィー			
アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.4	蒸留-イオドフェノール青吸光度分析法	-	0.04	
	JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.6	流れ分析法(イオドフェノール青発色)			
	JIS K 0102-2 13.7	イオンクロマトグラフィー			
りん酸性りん	(河川、海城)JIS K 0102-2 18.2.1	トリブデン青吸光度分析法	-	0.003	
	(河川、海城)JIS K 0102-2 18.2.2	流れ分析法(トリブデン青発色)			
特定項目	(河川)JIS K 0102-2 18.2.3	イオンクロマトグラフィー			
	プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2		-	
	クロロフィルa	海洋観測指針6.3		-	
	懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102-1 14		-	
濁度	JIS K 0102-1 9.5	積分球濁度		0.2度	
特定項目	トリハロメタン生成能 (クロロホルム生成能)			-	0.0004
	(ブロモジクロロメタン生成能)			-	0.0001
	(ジブロモクロロメタン生成能)	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表		-	0.0001
	(ジブロモクロロメタン生成能)			-	0.0001
	(ブロモホルム生成能)			-	0.0001

区分	測定項目	測定	方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1	パーズ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.06	0.006
		JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法		
		JIS K 0125 5.3.1	パーズ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	同上	0.04	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	同上	0.06	0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	同上	0.2	0.03
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号 付表(以下「通知付表」)1の第1 通知付表1の第2	溶媒抽出・固相抽出がスクラムグラフ質量分析法	0.008	0.0008
	ダイアジノン	同上	同上	0.005	0.0005
	フェントロチオン	同上	同上	0.003	0.0003
	イソプロチオラン	同上	同上	0.04	0.004
監視項目	オキシジン銅	通知付表2	高速液体クロマトグラフ法	0.04	0.004
	クロロタロニル	通知付表1の第1 通知付表1の第2	溶媒抽出・固相抽出がスクラムグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出がスクラムグラフ法	0.05	0.004
	プロピザミド	同上	同上	0.008	0.0008
	EPN	同上	同上	0.006	0.0006
	ジクロロボス	同上	同上	0.008	0.0008
	フェノバルブ	同上	同上	0.03	0.002

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
要 監 視 項 目	イプロベンホス	通知付表1の第1 通知付表1の第2	溶媒抽出・固相抽出がスクラムグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出がスクラムグラフ	0.008 0.0008
	クロロニトロフェン	同上	同上	- 0.0001
	トルエン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ・ガスクラムグラフ質量分析法 ヘッドスペース・ガスクラムグラフ質量分析法 パージ・トラップ・ガスクラムグラフ法(FID)	0.6 0.06
	キシレン	同上	同上	0.4 0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1 通知付表3の第2	ガスクラムグラフ質量分析法 ガスクラムグラフ	0.06 0.006
	ニッケル	JIS K 0102-3 18.4 JIS K 0102-3 18.5 JIS K 0102-3 4.5.3	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光分析法(測定波長232.0 nm)	- 0.001
	モリブデン	JIS K 0102-3 27.2 JIS K 0102-3 27.3 JIS K 0102-3 4.5.3	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光分析法(測定波長313.3 nm)	0.07 0.007
	アンチモン	JIS K 0102-3 21.2 JIS K 0102-3 21.3 JIS K 0102-3 21.4	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.02 0.0002
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日付け環境省通知付表 (以下「平成16年省通知付表」)	パージ・トラップ・ガスクラムグラフ質量分析法	0.002 0.0002
	エピクロロヒドリン	平成16年省通知付表2	パージ・トラップ・ガスクラムグラフ質量分析法	0.0004 0.00003
	全マンガン	JIS K 0102-3 15.2 JIS K 0102-3 15.3 JIS K 0102-3 15.4 JIS K 0102-3 15.5	ルーム原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.2 0.02
	ウラン	JIS K 0102-3 30.2 JIS K 0102-3 30.3	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.002 0.0002
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノ酸(PFOS及びPF6OA) PFOS PFOS(直鎖体) PFOA PFOA(直鎖体)	令和2年5月28日付け環境省通知付表1	高速液体クロマトグラフ質量分析法	0.00005 ※ 0.000003 ※
	フェノール	平成15年11月5日付け環境省通知付表1	溶媒抽出・固相抽出がスクラムグラフ質量分析法	別表1-4参照 0.001
	ホルムアルデヒド	平成15年11月5日付け環境省通知付表2	誘導体化・ガスクロマトグラフ質量分析法	別表1-4参照 0.003
	4-tert-ブチルフェノール	平成25年3月27日付け環境省通知付表1		別表1-4参照 0.0003
	アニリン	平成25年3月27日付け環境省通知付表2		別表1-4参照 0.002
2,4-ジクロロフェノール	平成25年3月27日付け環境省通知付表3		別表1-4参照 0.0003	
そ の 他	気温	JIS K 0102-1 6.2	-	-
	水温	JIS K 0102-1 6.3	-	-
	色相	JIS K 0102-1 7	-	-
	臭気	JIS K 0102-1 11.2	-	-
	透視度	JIS K 0102-1 8	-	-
	塩素イオン	JIS K 0102-2 6.2 JIS K 0102-2 6.3	硝酸銀滴定法 イオンクロマトグラフィー	- 10
	塩分	海洋観測指針5.3	サリノメータを用いた測定	-
	電気伝導率	JIS K 0102-1 13		-
				-
				-

※PFOS及びPFOAの指針値及び報告下限値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(底質)

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/kg)	
健 康 項 目	カドミウム	平成24年8月8日付け環水大発第120725002号 底質調査方法 (以下「底質調査方法」) II. 5. 1	ルーム原子吸光法、電気加熱原子吸光法、ICP質量分析法またはICP発光分光分析法	0.01
	全シアン	底質調査方法 II. 4. 11	4-ピリジンカルボン酸ピラジンの吸光度法またはピリジンピラジンの吸光度法	0.1
	鉛	底質調査方法 II. 5. 2	ルーム原子吸光法、電気加熱原子吸光法、ICP質量分析法またはICP発光分光分析法	0.1
	砒素	底質調査方法 II. 5. 9	ジエチルエーテル抽出液のモリブデン酸吸光度法、水素化物発生原子吸光法、ICP質量分析法または水素化物発生ICP発光分光分析法	0.1
	総水銀	底質調査方法 II. 5. 14. 1	硝酸-過マンガン酸カリウム還元法または硝酸-硫酸-過マンガン酸カリウム還元法	0.01
	アルキル水銀	底質調査方法 II. 5. 14. 2	メチル化処理-トリメチル抽出法またはメチル化処理-ジメチル抽出法	0.01
	PCB	底質調査方法 II. 6. 4	パケットカラム・ガスクラムグラフ法、キャピラリーカラム・ガスクラムグラフ法、キャピラリーカラム・ガスクラムグラフ法多重極形質量分析法またはキャピラリーカラム・ガスクラムグラフ法高分解能形質量分析法	0.01
一 般 項 目	水素イオン濃度	底質調査方法 II. 4. 4	-	
	化学的酸素要求量	底質調査方法 II. 4. 7	0.5mg/g	
	硫化物	底質調査方法 II. 4. 6	-	
	強熱減量	底質調査方法 II. 4. 2	-	
	酸化還元電位	底質調査方法 II. 4. 5	酸化還元電位計を用いた測定	-
	総クロム	底質調査方法 II. 5. 12. 2	メチル化処理-吸光度法、ICP質量分析法またはICP発光分光分析法	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質 含水率	底質調査方法 II. 4. 13 底質調査方法 II. 4. 1(乾燥減量)		0.5mg/g -

備考

- 環境基準値が複数物質の濃度の和とされている環境基準項目については、それぞれの定量下限値を設定した上で、当該物質それぞれの定量下限値を合計して得た値を報告下限値とし、当該物質がいずれも、それぞれの定量下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。
- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。
- 報告下限値の最小桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K 0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の2及び3の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁とし、3桁目以下を四捨五入する。その場合、報告下限値の最小桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の最小桁までとする。
- 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	対象水域	項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.003mg/L 以下	全 公 共 用 水 域	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと		トリクロロエレン	0.01mg/L 以下	
鉛	0.01mg/L 以下		テトラクロロエレン	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.02mg/L 以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下		チウラム	0.006mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下		シマジン	0.003mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと		チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
PCB	検出されないこと		ベンゼン	0.01mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		セレン	0.01mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		ふっ素	0.8mg/L 以下	
1,1-ジクロロエレン	0.1mg/L 以下		ほう素	1mg/L 以下	
トリス-1,2-ジクロロエレン	0.04mg/L 以下		1,4-ジオキサ	0.05mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下				

- 評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は評価方法2のとおり。
- 2 総水銀の評価は、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満（以下「ND」という。）」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであれば基準達成と判断し、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であれば基準達成と判断する。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- (注) 1 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア 河川（湖沼を除く）

①

類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

- 評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 大腸菌数に用いる単位は、CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 7 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域が定められた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

評価方法1 基準値は、年間平均値とする。

イ 海域

①

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	ルルル抽出物質(油分)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

評価方法1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は、CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

4 類型指定された水域におけるCODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、各層の値を平均した全層の値を採用する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 4 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

②

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

評価方法1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3 類型指定された水域における全窒素及び全燐の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

評価方法1 基準値は、年間平均値とする。

(3) 要監視項目及び指針値

①

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェントロチオン	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅	0.04mg/L 以下
クロロタロニル	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロルボス	0.008mg/L 以下
フェノバルブ	0.03mg/L 以下

項目	指針値
イプロベンホス	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン	-
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸 (PFOS 及び PFOA)	※0.00005mg/L 以下

※PFOS 及び PFOA の指針値については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

②

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L 以下
		生物特A	0.006mg/L 以下
		生物B	3mg/L 以下
		生物特B	3mg/L 以下
	海域	生物A	0.8mg/L 以下
		生物特A	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下
		生物B	0.08mg/L 以下
		生物特B	0.01mg/L 以下
	海域	生物A	2mg/L 以下
		生物特A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L 以下
		生物特A	1mg/L 以下
		生物B	1mg/L 以下
		生物特B	1mg/L 以下
	海域	生物A	0.3mg/L 以下
		生物特A	0.03mg/L 以下

項目	水域	類型	指針値
4-tert-ブチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L 以下
		生物特A	0.0007mg/L 以下
		生物B	0.004mg/L 以下
		生物特B	0.003mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009mg/L 以下
		生物特A	0.0004mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.02mg/L 以下
		生物B	0.02mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物A	0.1mg/L 以下
		生物特A	0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L 以下
		生物特A	0.003mg/L 以下
		生物B	0.03mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下

別表1-5 環境基準の水域類型指定一覧表

(1) 河川

①BOD等に係る類型

区分	河川水域名	範 囲	類型及び達成期間	指 定 年 月 日 (最終改定年月日)	区分	河川水域名	範 囲	類型及び達成期間	指 定 年 月 日 (最終改定年月日)
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	Bハ	昭和45年9月1日	大和川水域	石 川	全域	Aイ	昭和45年9月1日 (令和5年1月20日)
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	Cイ	昭和45年9月1日 (平成15年3月27日)		千 早 川	全域	Aイ	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)
	船 橋 川	全域	Bイ	昭和50年10月8日 (令和5年1月20日)		天 見 川	全域	Aイ	平成4年2月26日 (平成29年1月27日)
	穂 谷 川	全域	Bイ			石 見 川	全域	AAイ	
	檜 尾 川	全域	Aイ	昭和50年10月8日 (令和5年1月20日)		飛 鳥 川	全域	Cイ	平成15年5月16日 (令和5年1月20日)
	天 野 川	奈良県界より下流	Bイ	昭和50年10月8日 (令和5年1月20日)		梅 川	全域	Aイ	平成15年5月16日 (平成21年6月30日)
	芥 川 (1)	京都府界から塚脇橋まで	AAイ	昭和50年10月8日 (平成29年1月27日)		佐 備 川	全域	Bイ	平成15年5月16日 (平成29年1月27日)
	芥 川 (2)	塚脇橋より下流	Aイ	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)		大和川中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	Cハ	
水 無 瀬 川	全域	Aイ	平成4年2月26日	大和川下流	浅香山から下流	Dハ	昭和45年9月1日		
神崎川水域	神 崎 川	安威川、猪名川を除く神崎川	Bロ	昭和45年9月1日 (平成13年3月30日)	東 除 川	全域	Cイ		
	天 竺 川	全域	Bイ	平成29年1月27日	西除川(1)	狭山池流出端より上流	Bイ	昭和50年10月8日 (令和5年1月20日)	
	安威川上流	安威川ダム流出端より上流	Aイ	昭和45年9月1日 (令和5年1月20日)	西除川(2)	狭山池流出端より下流	Cイ		
	安威川下流(1)	安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	Aイ	昭和45年9月1日 (令和5年1月20日)	泉州諸河川水域	石 津 川	全域	Bイ	昭和48年3月16日 (令和5年1月20日)
	安威川下流(2)	茨木川合流点から大正川合流点まで	Aイ	昭和45年9月1日 (令和5年1月20日)		和 田 川	全域	Bイ	平成4年2月26日 (令和5年1月20日)
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	Bイ	昭和45年9月1日 (令和5年1月20日)		大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	Bロ	昭和48年3月16日
	佐保川及び茨木川	全域	Aイ	平成4年2月26日 (平成21年6月30日)		大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	Cイ	昭和48年3月16日 (平成29年1月27日)
	大 正 川	全域	Aイ			牛 滝 川	全域	Aイ	昭和48年3月16日 (令和5年1月20日)
	勝 尾 寺 川	全域	Aイ	平成4年2月26日 (令和5年1月20日)		松 尾 川	全域	Bハ	
	猪 名 川 上 流	箕面川合流点より上流	Aイ	昭和45年9月1日 (平成21年3月31日)		榎 尾 川	全域	Bイ	昭和48年3月16日
	猪 名 川 下 流 (2)	藻川分岐点から藻川合流点まで	Dイ	昭和45年9月1日 (平成13年3月30日)		父 鬼 川	全域	Aイ	
	箕 面 川 (1)	箕面市取水口より上流	AAイ	昭和50年10月8日 (平成29年1月27日)		春 木 川	全域	Cイ	昭和48年3月16日 (令和5年1月20日)
	箕 面 川 (2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	Aイ			津 田 川	全域	Dイ	
	余 野 川	全域	Aイ	昭和50年10月8日 (平成14年6月18日)		近 木 川 上 流	梶谷川合流点より上流	Bイ	昭和48年3月16日
	千 里 川	全域	Aイ			近 木 川 下 流	梶谷川合流点より下流	Dイ	昭和48年3月16日 (平成21年6月30日)
	田 尻 川	兵庫県界より上流	Aイ			見 出 川	全域	Dロ	昭和48年3月16日 (令和5年1月20日)
一 庫 ・ 大 路 次 川	京都府界から兵庫県界まで	Aイ	平成15年5月16日	佐 野 川		全域	Dイ		
山 辺 川	全域	Aイ		榎 井 川 上 流		兎田橋より上流	Bイ	昭和48年3月16日	
寝屋川水域	寝 屋 川 (1)	住道大橋より上流	Bイ	昭和45年9月1日 (平成29年1月27日)		榎 井 川 下 流	兎田橋より下流	Cイ	昭和48年3月16日 (令和5年1月20日)
	寝 屋 川 (2)	住道大橋より下流	Cロ	昭和45年9月1日 (令和5年1月20日)	男 里 川	全域	Aイ		
	恩 智 川	全域	Cイ	昭和45年9月1日 (令和5年1月20日)	金 熊 寺 川	全域	Aイ		
	古 川	全域	Cロ	平成4年2月26日 (令和5年1月20日)	菟 砥 川	全域	Aイ		
	第 二 寝 屋 川	全域	Dイ	昭和50年10月8日 (平成21年6月30日)	山 中 川	全域	Aイ	昭和48年3月16日	
	平 野 川 分 水 路	全域	Cイ	平成4年2月26日 (令和5年1月20日)	番 川	全域	Aイ		
	平 野 川	全域	Cイ	昭和50年10月8日 (令和5年1月20日)	大 川	全域	Aイ		
大阪市内河川水域	大 川	大川全域及び城北川全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成15年5月16日)	東 川	全域	Aイ		
	堂 島 川	全域	Bイ		西 川	全域	Aイ		
	土 佐 堀 川	全域	Bイ	昭和45年9月1日 (令和5年1月20日)					
	道 頓 堀 川	全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成21年6月30日)					
	正 蓮 寺 川	全域	Bイ						
	六 軒 家 川	全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成15年5月16日)					
	安 治 川	全域	Bイ						
	尻 無 川	全域	Bイ						
	木 津 川	全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成21年6月30日)					
	木 津 川 運 河	全域	Bイ						
住 吉 川	全域	Bロ							
東 横 堀 川	全域	Bイ	平成15年5月16日 (平成21年6月30日)						

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
 1 「イ」は直ちに達成
 2 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
 3 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

②水生生物類型

区分	河川水域名	範 囲	類型及び達成期間	指 定 年 月 日 (最終改定年月日)
淀川水域	淀 川	全域	生物Bイ	平成21年11月30日
	船 橋 川	全域	生物Bイ	
	穂 谷 川	全域	生物Bイ	
	檜 尾 川	全域	生物Bイ	
	天 野 川	奈良県界より下流	生物Bイ	平成21年6月30日
	芥 川 (1)	京都府界から塚脇橋まで	生物Aイ	
	芥 川 (2)	塚脇橋より下流	生物Bイ	
	水 無 瀬 川	全域	生物Aイ	
神崎川水域	神 崎 川	安威川、猪名川を除く神崎川	生物Bイ	平成21年11月30日
	天 竺 川	全域	生物Bイ	平成29年1月27日
	安 威 川 上 流	安威川ダム流出端より上流	生物Aイ	平成21年6月30日 (令和5年1月20日)
	安 威 川 下 流 (1)	安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	生物Aイ	平成21年6月30日 (令和5年1月20日)
	安 威 川 下 流 (2)	茨木川合流点から大正川合流点まで	生物Bイ	平成29年1月27日 (令和5年1月20日)
	安 威 川 下 流 (3)	大正川合流点より下流	生物Bイ	
	佐保川及び茨木川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日
	大 正 川	全域	生物Bイ	
	勝 尾 寺 川	全域	生物Bイ	
	猪 名 川 (2)	ゴルフ橋より下流	生物Bイ	平成21年11月30日
	箕 面 川 (1)	箕面市取水口より上流	生物Aイ	
	箕 面 川 (2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	生物Bイ	
	余 野 川	全域	生物Aイ	
	千 里 川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日
田 尻 川	兵庫県界より上流	生物Aイ		
一 庫 ・ 大 路 次 川	京都府界から兵庫県界まで	生物Aイ		
山 辺 川	全域	生物Aイ		
寝屋川水域	寝 屋 川 (1)	住道大橋より上流	生物Bロ	平成21年6月30日
	寝 屋 川 (2)	住道大橋より下流	生物Bロ	令和5年1月20日
	思 智 川	全域	生物Bイ	平成29年1月27日 (令和5年1月20日)
	古 川	全域	生物Bハ	令和5年1月20日
	平 野 川 分 水 路	全域	生物Bハ	令和5年1月20日
	平 野 川	全域	生物Bハ	令和5年1月20日

区分	河川水域名	範 囲	類型及び達成期間	指 定 年 月 日 (最終改定年月日)	
大阪市内河川水域	大 川	大川全域及び城北川全域	生物Bイ		
	堂 島 川	全域	生物Bイ		
	土 佐 堀 川	全域	生物Bイ		
	道 頓 堀 川	全域	生物Bイ		
	正 蓮 寺 川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日	
	六 軒 家 川	全域	生物Bイ		
	安 治 川	全域	生物Bイ		
	尻 無 川	全域	生物Bイ		
	木 津 川	全域	生物Bイ		
	木 津 川 運 河	全域	生物Bイ		
	住 吉 川	全域	生物Bイ		
	東 横 堀 川	全域	生物Bイ		
	大和川水域	石 川	全域	生物Bイ	
千 早 川		全域	生物Bイ		
天 見 川		全域	生物Bイ		
石 見 川		全域	生物Aイ	平成21年6月30日	
飛 鳥 川		全域	生物Bイ		
梅 川		全域	生物Bイ		
佐 備 川		全域	生物Bイ		
大 和 川		全域	生物Bイ	平成18年6月30日	
東 除 川		全域	生物Bロ		
西 除 川 (1)		狭山池流出端より上流	生物Bイ	平成21年6月30日	
西 除 川 (2)		狭山池流出端より下流	生物Bハ	令和5年1月20日	
泉州諸河川水域		石 津 川	全域	生物Bロ	令和5年1月20日
		和 田 川	全域	生物Bイ	
	大 津 川 上 流	泉大津市高津取水口より上流	生物Bイ	平成21年6月30日	
	大 津 川 下 流	泉大津市高津取水口より下流	生物Bイ	平成29年1月27日	
	牛 滝 川	全域	生物Bイ		
	松 尾 川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日	
	榎 尾 川	全域	生物Bイ		
	父 鬼 川	全域	生物Bイ		
	春 木 川	全域	生物Bロ	令和5年1月20日	
	近 木 川 上 流	梶谷川合流点より上流	生物Bイ	平成21年6月30日	
	櫻 井 川 上 流	兎田橋より上流	生物Bイ		
	櫻 井 川 下 流	兎田橋より下流	生物Bロ	令和5年1月20日	
	男 里 川	全域	生物Bロ		
	金 熊 寺 川	全域	生物Bイ		
	菟 砥 川	全域	生物Bイ		
	山 中 川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日	
	番 川	全域	生物Bイ		
大 川	全域	生物Bイ			
東 川	全域	生物Bイ			
西 川	全域	生物Bイ			

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
 1 「イ」は直ちに達成
 2 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
 3 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 海域

①COD等に係る類型

水 域 名	範 囲	類型及び達成期間	指 定 年 月 日 (最終改定年月日)
大 阪 湾 (1)	図1-3 参照	海域Cイ	昭和46年12月28日 (平成14年3月29日)
大 阪 湾 (2)		海域Bロ	
大 阪 湾 (3)		海域Aハ	
大 阪 湾 (4)		海域Aロ	
大 阪 湾 (5)		海域Aイ	
尾 崎 港		海域Cイ	昭和46年12月28日
淡 輪 港		海域Cイ	
深 日 港		海域Cイ	

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
 1 「イ」は直ちに達成
 2 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
 3 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

②全窒素・全りんに係る類型

水 域 名	範 囲	類型及び達成期間	指 定 年 月 日 (最終改定年月日)
大 阪 湾 (イ)	図1-3 参照	海域IVイ	平成7年2月28日 (平成17年6月3日)
大 阪 湾 (ロ)		海域IIIイ	
大 阪 湾 (ハ)		海域IIイ	

③水生生物類型

水 域 名	範 囲	類型及び達成期間	指 定 年 月 日 (最終改定年月日)
大阪湾(全域。ただし、大阪湾(イ)～(二)に係る部分を除く。)	図1-3 参照	海域生物Aイ	平成25年6月5日
大 阪 湾 (イ)		海域生物特Aイ	
大 阪 湾 (ロ)		海域生物特Aイ	
大 阪 湾 (ハ)		海域生物特Aイ	
大 阪 湾 (二)		海域生物特Aイ	

2 地下水質測定計画

2026（令和8）年度地下水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

調査は、地域をメッシュ等に分割し、調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式により行う。

測定地点は、原則として利水状況、有害物質を使用している工場・事業場の立地の状況等を勘案し、設定することとする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査等の結果、調査井戸の周辺において汚染が発生している可能性がある判断される場合についても、原則として当該調査を実施することとする。

測定地点は、原則として発端井戸の上流側及び下流側の井戸の所在確認を最大限行い、その他利水状況、工場・事業場の立地状況等を勘案し、設定することとする。

概況調査等により新たに汚染等が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について、継続的に監視を行うために、地下水の水質調査を実施する。

測定地点は、原則として汚染井戸周辺地区調査で汚染が確認された調査井戸のうち、利水状況、工場・事業場の立地の状況等を勘案し、代表的な地点（複数地点又は最高濃度地点）を設定することとする。

3 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、図2-1、図2-2、別表2-1、別表2-2及び別表2-3のとおりとする。

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 概況調査 | 64地点（ローリング方式） |
| (2) 継続監視調査 | 107地点 |

4 測定期間

測定期間は、2026（令和8）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までとする。

5 測定項目

測定項目は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。）

イ 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

(2) 汚染井戸周辺地区調査

原則として、環境基準項目のうち周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物並びに地下水の特性把握に必要な項目とする。

(3) 継続監視調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2-3に掲げる項目とする。

6 測定回数

概況調査及び継続監視調査の測定回数は、原則として各測定地点において年1回以上とし、過去の検出状況、利水状況及び発生源の有無等を考慮の上、設定するものとする。

7 測定方法

測定方法は、原則として別表2-4のとおりとする。

8 試料の採取等

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元（深度、用途等）については、できる限り把握するものとする。

9 環境基準値及び評価方法

環境基準値及び評価方法は、別表2-4のとおりである。

10 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出されたときは、直ちに報告するものとする。

1 1 継続監視調査の終了

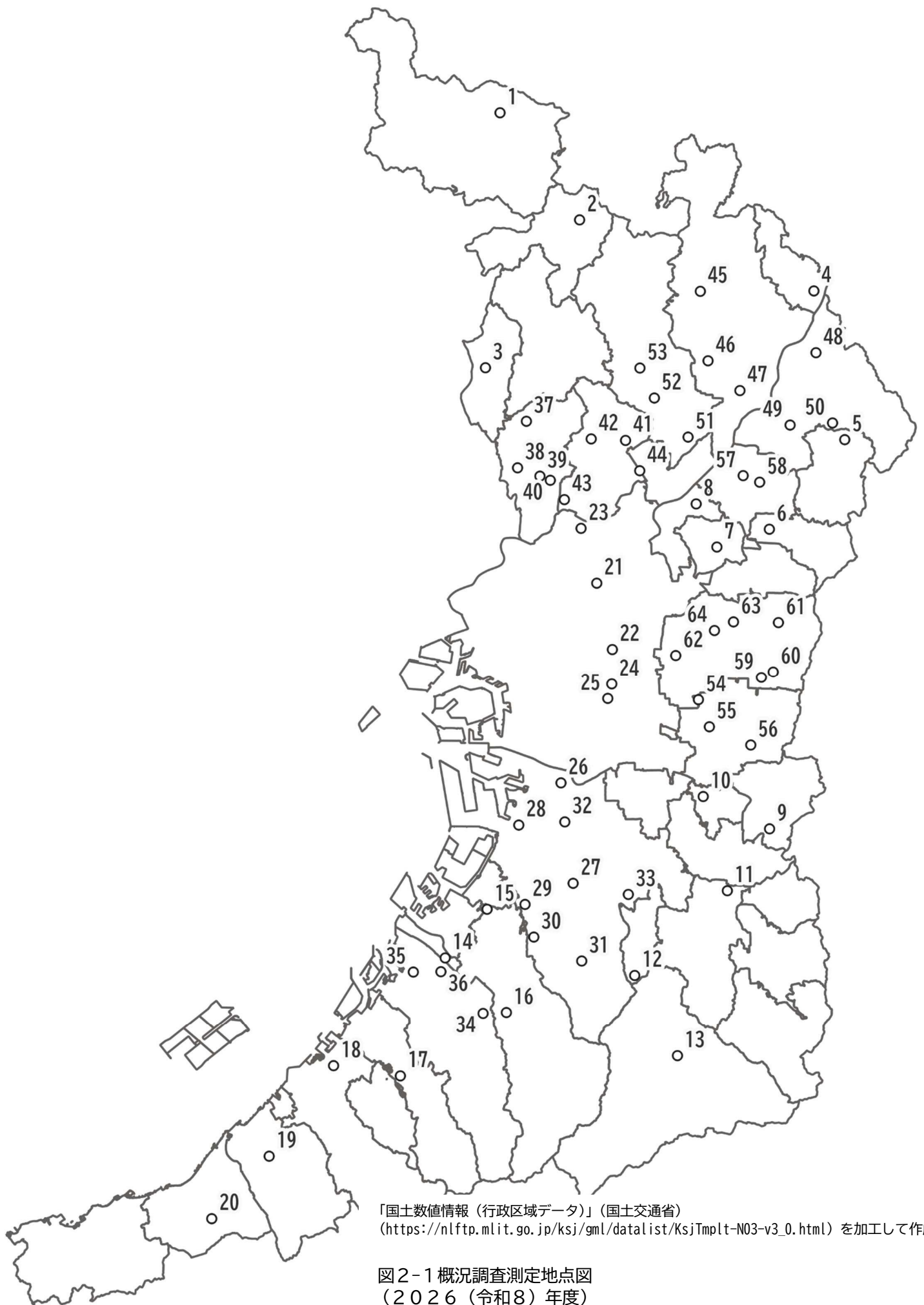
原則として、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たすとともに、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認し、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し、総合的に判断することとする。

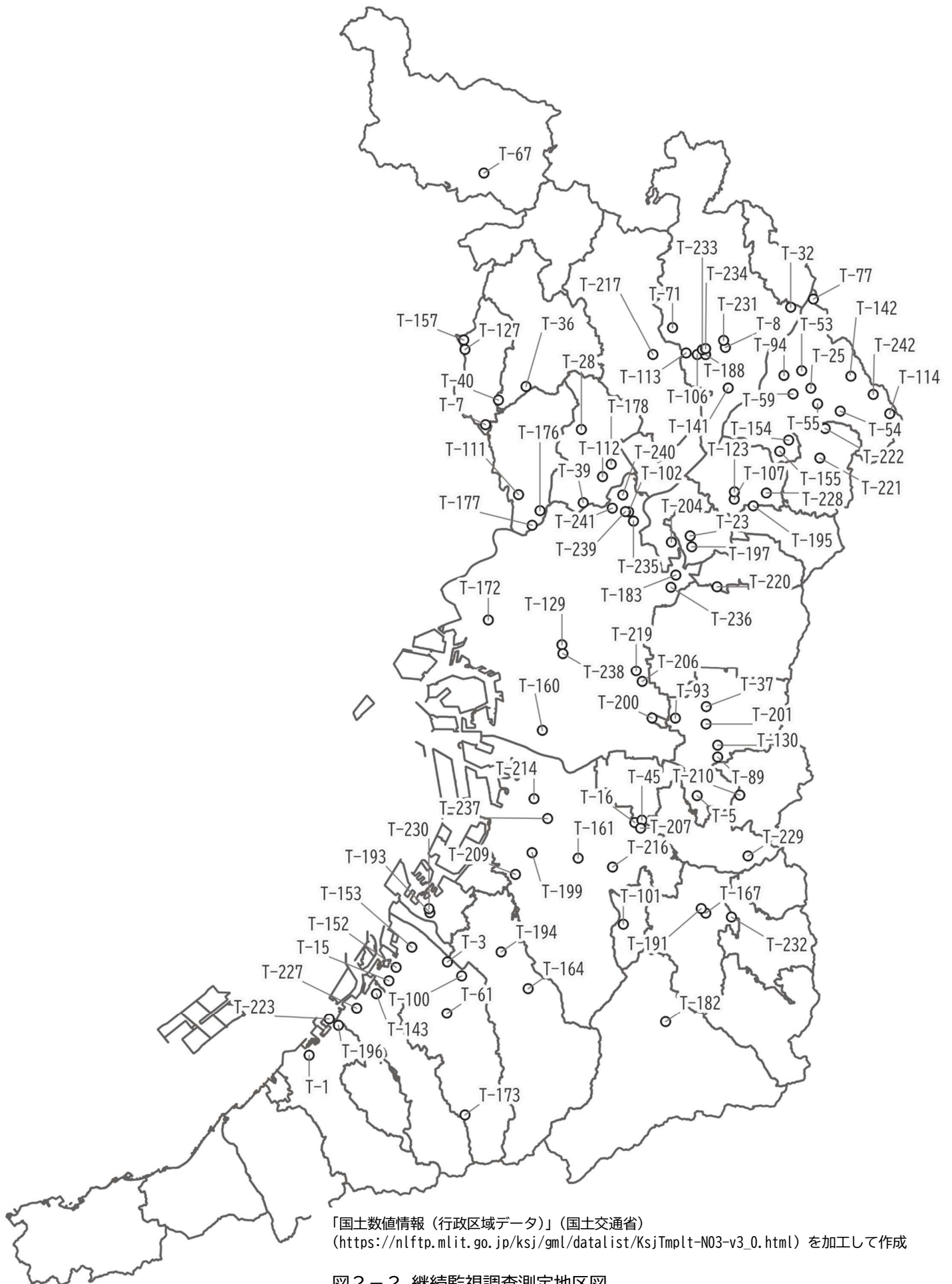
汚染が自然由来と推察される場合は、別に定める基本的な考え方に基づいて判断することとする。

1 2 その他

汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査において、要監視項目を測定項目に追加できるものとする。

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。





別表2-1

測定地点数及び測定機関総括表 2026（令和8）年度

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	継続監視調査	
大阪府	20	26 (33)	46 (53)
国土交通省 近畿地方整備局	0	2	2
大阪市	5	12	17
堺市	8	7 (8)	15 (16)
岸和田市	3	9	12
豊中市	4	3	7
吹田市	4	4	8
高槻市	3	16 (16)	19 (19)
枚方市	3	13 (15)	16 (18)
茨木市	3	1	4
八尾市	3	9	12
寝屋川市	2	5	7
東大阪市	6	0	6
合計	64	107 (117)	171 (181)

注) 継続監視調査で1行中に2段ある測定地点数は、上段はローリングで測定を行う機関の今年度測定地点数、下段()内は全地点数を表す。

測定地点			測定項目																	測定回数	深度 (m)	井戸の浅深別	用途	測定機関								
図中地区番号	地区内番号	所在地	カドシミアム	全シアン	六価鉛	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	ジク	四塩化炭素	ルクロエチレン(別名塩化ビニル)	1・1・1・ジク	1・1・1・トリク	1・1・2・トリク	テトラク	1・3・ジク	チウラム	シマジン						ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4・ジオキサ	PFOA	
T-173	-	岸和田市 塔原町																										1	4	浅	3	岸和田市
T-176	-	豊中市 豊南町南																										1	不明	浅	3	豊中市
T-177	-	豊中市 神州町																										1	8.5	浅	5	豊中市
T-178	-	吹田市 岸部中																										2	1	浅	5	吹田市
T-182	-	河内長野市 東片添町																										-	不明	浅	5	大阪府
T-183	-	大阪市 鶴見区浜																										1	不明	不明	5	大阪市
T-188	-	高槻市 東五百住町																										1	不明	浅	3	高槻市
T-191	-	富田林市 本町																										1	5	浅	3	大阪府
T-193	-	泉大津市 上之町																										1	3	浅	3	大阪府
T-194	-	和泉市 池田下町																										1	4.3	浅	3	大阪府
T-195	-	四條畷市 砂																										1	4.7	浅	5	大阪府
T-196	2	泉佐野市 鶴原																										1	170	深	4	大阪府
T-197	2	門真市 東田町																										1	15.6	深	5	大阪府
T-199	3	堺市 東田町																										1	4	浅	5	大阪府
T-199	-	堺市 西区家原寺町																										-	280	深	5	堺市
T-200	1	八尾市 竹洲西																										1	4	浅	3	八尾市
T-200	2	八尾市 竹洲																										1	25	浅	3	八尾市
T-201	2	八尾市 安中町																										1	不明	不明	5	八尾市
T-204	2	守口市 南寺方東通																										1	不明	不明	5	大阪府
T-206	-	大阪市 平野区加美北																										1	60	深	4	大阪市
T-207	-	堺市 美原区大保																										2	25	深	3	堺市
T-209	-	堺市 西区上																										1	7.5	浅	3	堺市
T-210	-	柏原市 片山町																										1	94	深	5	大阪府
T-214	-	堺市 堺区南安井町																										1	不明	浅	3	堺市
T-216	-	堺市 東区高松																										1	不明	浅	3	堺市
T-217	-	茨木市 原																										2	8.5	浅	5	茨木市
T-219	-	大阪市 生野区巽中																										1	80	深	4	大阪市
T-220	-	大東市 灰塚																										1	不明	不明	3	大阪府
T-221	-	交野市 森北																										-	10	浅	5	大阪府
T-222	-	交野市 倉治																										-	10	浅	5	大阪府
T-223	-	泉佐野市 住吉町																										-	200	深	4	大阪府
T-227	-	貝塚市 脇浜																										1	5	浅	5	大阪府
T-228	-	寝屋川市 打上新町																										2	16.2	浅	5	寝屋川市
T-229	-	羽曳野市 飛鳥																										1	4~5	浅	3	大阪府
T-230	-	泉大津市 下之町																										1	5~6	浅	3	大阪府
T-231	-	高槻市 明田町																										1	3.6	浅	5	高槻市
T-232	-	富田林市 別井																										1	15	浅	5	大阪府
T-233	-	高槻市 朝日町																										1	11.2	浅	5	高槻市
T-234	-	高槻市 朝日町																										1	11.4	浅	5	高槻市
T-235	-	大阪市 東淀川区大道南																										1	不明	不明	5	大阪市
T-236	-	大阪市 鶴見区諸口																										1	30	浅	4	大阪市
T-237	-	堺市 堺区百舌鳥夕雲町																										1	10	浅	3	堺市
T-238	-	大阪市 浪速区敷津西																										1	不明	不明	5	大阪市
T-239	-	大阪市 東淀川区大桐B																										1	不明	浅	5	大阪市
T-240	-	大阪市 東淀川区南江口																										1	3	浅	3	大阪市
T-241	-	大阪市 東淀川区瑞光																										1	不明	浅	3	大阪市
T-242	1	枚方市 杉北町																										1	160	深	1	枚方市
T-242	2	枚方市 杉北町																										2	8.9	深	1	枚方市

- 注
- ・ 図中地区番号は、図2-2を参照。
 - ・ 地区内番号の欄は、同一地区において複数の測定地点を有する場合の整理番号を表す。
 - ・ 地区番号及び地区内番号について、記載のない番号は欠番。
 - ・ ○印の項目について測定を実施する。
 - ・ ●及びハイフン (-) は数年に一度、継続監視調査を実施する地点を示す。●は測定を実施すること、ハイフン (-) は測定を実施しないことを示す。
 - ・ ※印：アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を実施する。
 - ・ 井戸の浅深別は、浅井戸、深井戸又は不明とし、浅：浅井戸、深：深井戸を表す。
不圧帯水層から採取する井戸を浅井戸、被圧帯水層から採取する井戸を深井戸とする。
ただし、帯水層が不明な場合は井戸深度30m以下の井戸を浅井戸、30mを超える井戸を深井戸とする。
 - ・ 用途欄の番号は、1：水道水源、2：一般飲用、3：生活用水、4：工業用水、5：その他を表す。
 - ・ 測定地点は計画地点であり、変更となる可能性がある。

別表2-4

測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)		
環	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3 JIS K 0102-3 14.4 JIS K 0102-3 14.5	電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.003 以下	0.0003	
	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.4 JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.5	ピリジン-ピラジロ吸光度分析法 4-ピリジンカルボン酸-ピラジロ吸光度分析法	検出されないこと	0.1	
		JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) 昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)1 (蒸留操作は装置にて行う)	流れ分析法 (4-ピリジンカルボン酸-ピラジロ吸光度)			
鉛	JIS K 0102-3 13.2 JIS K 0102-3 13.3 JIS K 0102-3 13.4 JIS K 0102-3 13.5	フールム原子吸光分析法 電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.005		
境	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3.1 JIS K 0102-3 24.3.2	ジフェニルピリジン吸光度分析法 流れ分析法 (ジフェニルピリジン吸光度分析法)	0.02 以下	0.01	
		JIS K 0102-3 24.3.4 JIS K 0102-3 24.3.5 JIS K 0102-3 24.3.6	電気加熱原子吸光分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法			
基	砒素	JIS K 0102-3 20.3 JIS K 0102-3 20.4 JIS K 0102-3 20.5	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.005	
	総水銀	付表2	還元酸化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005	
	アルキル水銀	付表3	溶媒抽出ガスクロマトグラフ法	検出されないこと	0.0005	
	PCB	付表4	溶媒抽出ガスクロマトグラフ法	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.02 以下	0.002	
		JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)			
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下	0.0002	
		クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号付表	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.002 以下	0.0002
	項	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.004 以下	0.0004
			JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)		
1,1-ジクロロエチレン		JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.1 以下	0.002	
		(シス体) 同上 (トランス体) JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	同上 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)			
1,2ジクロロエチレン		JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	シス体トランス体の和が 0.04 以下	0.002	
		1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	1 以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		同上	同上	0.006 以下	0.0006	
トリクロロエチレン		同上	同上	0.01 以下	0.001	
テトラクロロエチレン		同上	同上	0.01 以下	0.0005	
目		1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下	0.0002
	チウラム		付表5	高速液体クロマトグラフ法		
シマジン	付表6の第1	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法	0.003 以下	0.0003		
	付表6の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法(FID)(ECD)				
チオベンカルブ	同上	同上	0.02 以下	0.002		
ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.01 以下	0.001		
	JIS K 0102-3 26.2 JIS K 0102-3 26.3 JIS K 0102-3 26.4	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法				
セレン	JIS K 0102-3 26.2 JIS K 0102-3 26.3 JIS K 0102-3 26.4	水素化物発生原子吸光分析法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下	0.002		

区分	測定項目	測定方法	環境基準値等 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては JIS K 0102-2 15.3 JIS K 0102-2 15.4 JIS K 0102-2 15.6 JIS K 0102-2 15.7 JIS K 0102-2 15.8 亜硝酸性窒素にあつては JIS K 0102-2 14.2 JIS K 0102-2 14.3 JIS K 0102-2 14.4	還元蒸留-イットフェノール青吸光度分析法 還元蒸留-サリチル酸-イットフェノール青吸光度分析法 銅・カドミウム還元-ナフチルレンジアミン吸光度分析法 流れ分析法(銅・カドミウム還元-ナフチルレンジアミン発色) イオンクロマトグラフィー	10 以下 0.08
	ふっ素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3 JIS K 0102-2 5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K 0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) JIS K 0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。)及びJIS K 0102-2 5.5	ラタン-アリザリノコパレキリン吸光度分析法 流れ分析法(ラタン-アリザリノコパレキリン発色) イオンクロマトグラフィー	0.8 以下 0.08
	ほう素	JIS K 0102-3 5.2 JIS K 0102-3 5.5 JIS K 0102-3 5.6	メチルブルー吸光度分析法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1 以下 0.02
	1,4-ジオキサン	付表7の第1 付表7の第2 付表7の第3	活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.05 以下 0.005
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノン酸(PFOS及びPFOA) PFOS PFOS(直鎖体) PFOA PFOA(直鎖体)	令和2年5月28日付け環境省通知付表1 高速液体クロマトグラフ質量分析法	0.00005 ※ 0.000003 ※	

※PFOS及びPFOAの指針値及び報告下限値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考3のとおりとする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 総水銀の評価は、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界未満(以下「ND」という。)」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであれば基準達成と判断し、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であれば基準達成と判断する(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。
4. 環境基準達成状況の評価は、調査区分ごとに、検出の有無とともに、基準値の超過状況(基準値を超過した測定地点の割合または本数)で行う。また、必要に応じて、濃度の推移についても評価を行う。
5. 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
6. 報告下限値の最小桁を下回る桁については切り捨てる。
7. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K 0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の5及び6の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。(報告下限値(mg/L): 硝酸性窒素 0.04、亜硝酸性窒素 0.04)
8. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和を求めた後に、上記の5及び6の桁数処理を行う。ただし、シス体とトランス体の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。(報告下限値(mg/L): シス体 0.002、トランス体 0.002)
9. 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁とし、3桁目以下を四捨五入する。その場合、報告下限値の最小桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の最小桁までとする。報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

参 考 资 料

公共用水域常時監視の効率化及び重点化についての 基本的考え方

1. 経緯・目的

公共用水域における常時監視は、測定開始以来、環境基準項目等の追加や類型指定水域の拡大等により測定対象項目や地点の追加等が行われる一方、効果的な測定の必要性から、効率化と重点化を適宜行ってきたところである。

しかしながら、排水規制の強化や下水道の整備、産業構造や土地利用の変化などにより、河川の水質改善が進むとともに、一部の河川では水量が大きく減少するなどの変化が生じており、また、水質に係る化学物質の環境リスク評価の進展に伴い、近年においても環境基準項目等の追加が相次いでいる。

公共用水域における常時監視は、河川や海域の水環境の状況を把握し、水質管理に係る行政施策の企画立案の基礎資料を得るため計画的に実施する必要がある、限られた行政資源を有効に活用し、適正な水質常時監視を今後も継続していくことは必須である。

このため、これらを踏まえて、以下の効率化及び重点化についての基本的考え方に基づき、毎年度の測定計画を作成するものとする。

2. 基本的考え方

国の事務処理基準等の内容、並びに、府域の水質等の状況を踏まえた測定の効率化及び重点化を行い、適正かつ効率的な水質常時監視を今後も継続して実施する。なお、従前のおり、水質等の悪化が確認された場合は重点化を行うとともに、流域における発生源の状況、土地利用の状況等の変化について情報収集に努め、必要に応じ、適切な見直しを行うこととする。

(1) 測定項目毎の測定頻度

1) 水質測定項目毎の測定頻度

別表に示す計画規定回数(水質測定計画における標準的な測定回数)による測定を原則とし、別図に示す効率化及び重点化のフローに基づき、過去の検出状況、利水状況及び発生源の有無等を考慮の上、設定する。具体的には以下のとおりとする。

①健康項目・特殊項目

ア) 計画規定回数

- ・ これまでの計画規定回数から見直しを行わない。

イ) 過去の検出状況等に基づく効率化又は重点化

- ・ 少なくとも5年間の検出状況により判断するが、ローリング調査への移行や休止などの更なる効率化については、事務処理基準等に基づき、検出状況、利水状況、発生源の状況から総合的に判断する。
- ・ 効率化を行った地点で環境基準値の 1/2 を超過した場合は、原則として重点化を行う。

②要監視項目

ア) 計画規定回数

- ・ 環境基準設定の検討項目という位置づけであり、効率的に府域全域の長期的な状況を継続的に把握する観点から、3年で測定地点(環境基準点)を一巡するローリング調査を行うことを基本とする。ただし、新たに設定された項目は、2年間で府域全域の測定を行うこととする。

イ) 過去の検出状況等に基づく効率化又は重点化

- ・ 更なる効率化や休止については、5検体以上の検出状況から判断する。
- ・ 指針値を超過した場合は、原則として重点化を行う。

③水生生物の保全に係る生活環境項目（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）

ア) 計画規定回数

- ・ 年平均値で評価を行う項目であることから、計画規定回数を、環境基準点で年4回、準基準点で年2回とする。

イ) 過去の検出状況等に基づく効率化又は重点化

- ・ 原則、5年間の検出状況により判断するが、ローリング調査への移行や休止などの更なる効率化については、事務処理基準等に基づき、検出状況、利水状況、発生源の状況から総合的に判断する。また、新たな項目が設定された場合には、一定のデータの蓄積により、必要に応じ、判断のための期間等について、再検討を行うこととする。
- ・ 効率化を行った地点で環境基準値を超過した場合は、原則として重点化を行う。

④上記以外の全ての生活環境項目（BOD、COD、pH、DO、全窒素、全りんなど）

ア) 計画規定回数

- ・ これまでの計画規定回数から見直しを行わない。

イ) 過去の検出状況等に基づく効率化又は重点化

- ・ 過去5年間のBODの測定値から見て、水質が良好な地点においては、測定結果の評価が可能な範囲での効率化を可能とする。
- ・ 効率化を行った地点で環境基準値を超過した場合は、原則として重点化を行う。

2) 底質に係る測定頻度

3年で一巡するローリング方式を基本とするが、水質や底質の悪化が確認された場合は重点化を行う。

(2) 測定地点

測定地点（環境基準点、準基準点）の位置づけを再確認するとともに、河川の水量・水質の状況を踏まえ、必要に応じ、地点の変更や下流側の地点への集約化を図る。なお、水域を代表するような主要な地点における測定は継続して実施する。

(3) 河川の採水回数及び流量観測

1日の内で水質が大きく変動している地点を除き、1日の採水の頻度を4回から2回に減ずることができる。流量観測を原則1日2回、変動の少ない地点は1回とする。

別表 計画規定回数

(1) 河川

		測定項目		測定回数
環境基準点	環境基準項目	健康項目	PCB	・年1回以上
			農薬類	・年1回以上 (農業使用時期に実施)
			上記以外の項目	・年2回以上
		生活環境項目	全窒素・全りん	・年4回以上
			大腸菌数	・年12回以上 (AA、A、B類型のみ)
			全亜鉛	・年4回以上 (水生生物の保全に係る類型のみ)
				・年1回以上 (その他の地点)
			ノニルフェノール・LAS	・年4回以上 (水生生物の保全に係る類型のみ)
		上記以外の項目 (pH、DO、BOD、COD、SS)	・年12回以上	
		その他項目	特殊項目	全項目
特定項目	全項目		・年1回以上 (水道利水のある地点)	
要監視項目	全項目		・府域全域の長期的な状況を把握するための頻度・回数とし、3年で測定地点を一巡するローリング調査を基本とする。	
準基準点	環境基準項目	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
		生活環境項目	全窒素・全りん	・年2回以上
			全亜鉛	・年2回以上 (水生生物の保全に係る類型のみ)
				・年1回以上 (その他の地点)
			ノニルフェノール・LAS	・年2回以上 (水生生物の保全に係る類型)
	上記以外の項目 (大腸菌数を除く)	・年4回以上		
	その他項目	特殊項目	全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上
特定項目		全項目	・地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上	

○ 通日調査は、水質管理上重要な水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上(各1日について2時間間隔で13回採水分析)。
○ 河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において、3年で地点を一巡するローリング調査を基本とし、調査年につき年1回以上。

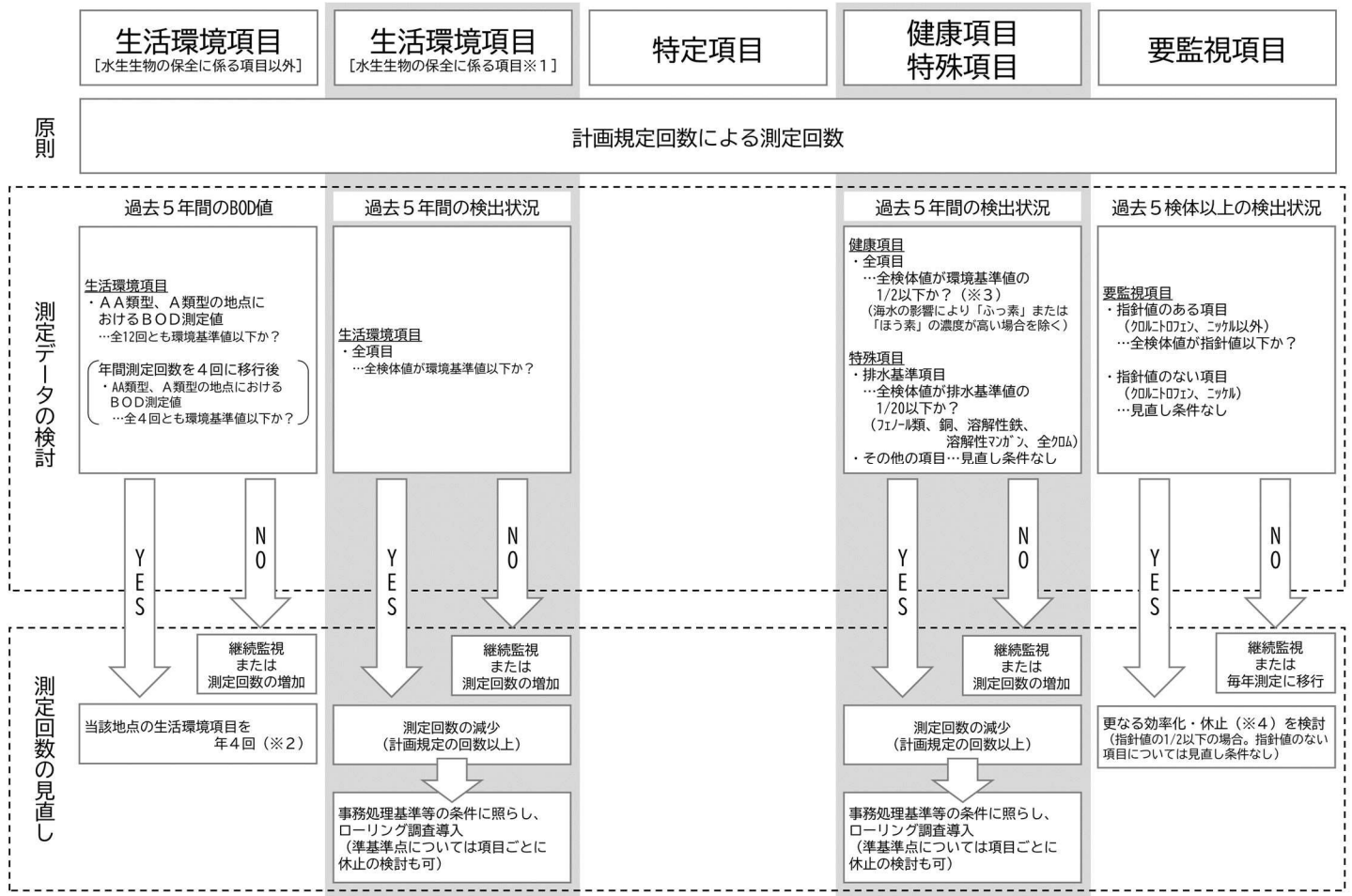
(2) 海域

		測定項目		測定回数	
環境基準点	環境基準項目	健康項目	PCB	・年1回以上	
			上記以外の項目	・年2回以上	
		生活環境項目	大腸菌数	・年12回以上 (A類型のみ)	
			ノルマルヘキサン抽出物質	・年12回以上 (A、B類型のみ)	
			全亜鉛	・年4回以上 (水生生物の保全に係る類型のみ)	
				・年1回以上 (その他の地点)	
			ノニルフェノール・LAS	・年4回以上 (水生生物の保全に係る類型のみ)	
		上記以外の項目 (pH、DO、COD、全窒素、全りん)	・年12回以上		
		その他項目	特殊項目	全項目	・年1回以上
		準基準点	環境基準項目	健康項目	全項目
生活環境項目	全亜鉛			・年2回以上 (水生生物の保全に係る類型のみ)	
	・年1回以上(その他の地点)				
	ノニルフェノール・LAS			・年2回以上 (水生生物の保全に係る類型)	
上記項目・大腸菌数・ノルマルヘキサン抽出物質を除く項目	・年4回以上				
その他項目	特殊項目	全項目	・環境基準点と同様		

○ 海域の底質は、3年で地点を一巡するローリング調査を基本とし、健康項目については調査年につき年1回以上、一般項目については年2回以上。

別図 効率化及び重点化のフロー

「事務処理基準」及び「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」等を踏まえ、当面、下記のフローに従い効率化及び重点化を行う。

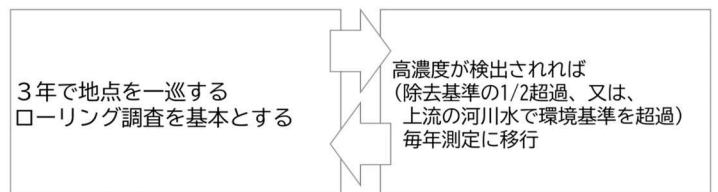


- ※1 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS
- ※2 上流域の水質を把握するために、水域ごとに必要な地点として設定した地点については、BODを除く生活環境項目を年4回に見直し可
- ※3 環境基準値が「検出されないこと」となっている項目(全シアン、アルキル水銀、PCB)については、報告下限値未滿かどうかにより判断する。
- ※4 休止の対象とするのは、準基準点や類型指定されていない環境基準点における水生生物保全に係る項目などとする。

■測定地点の見直し



■底質測定の見直し

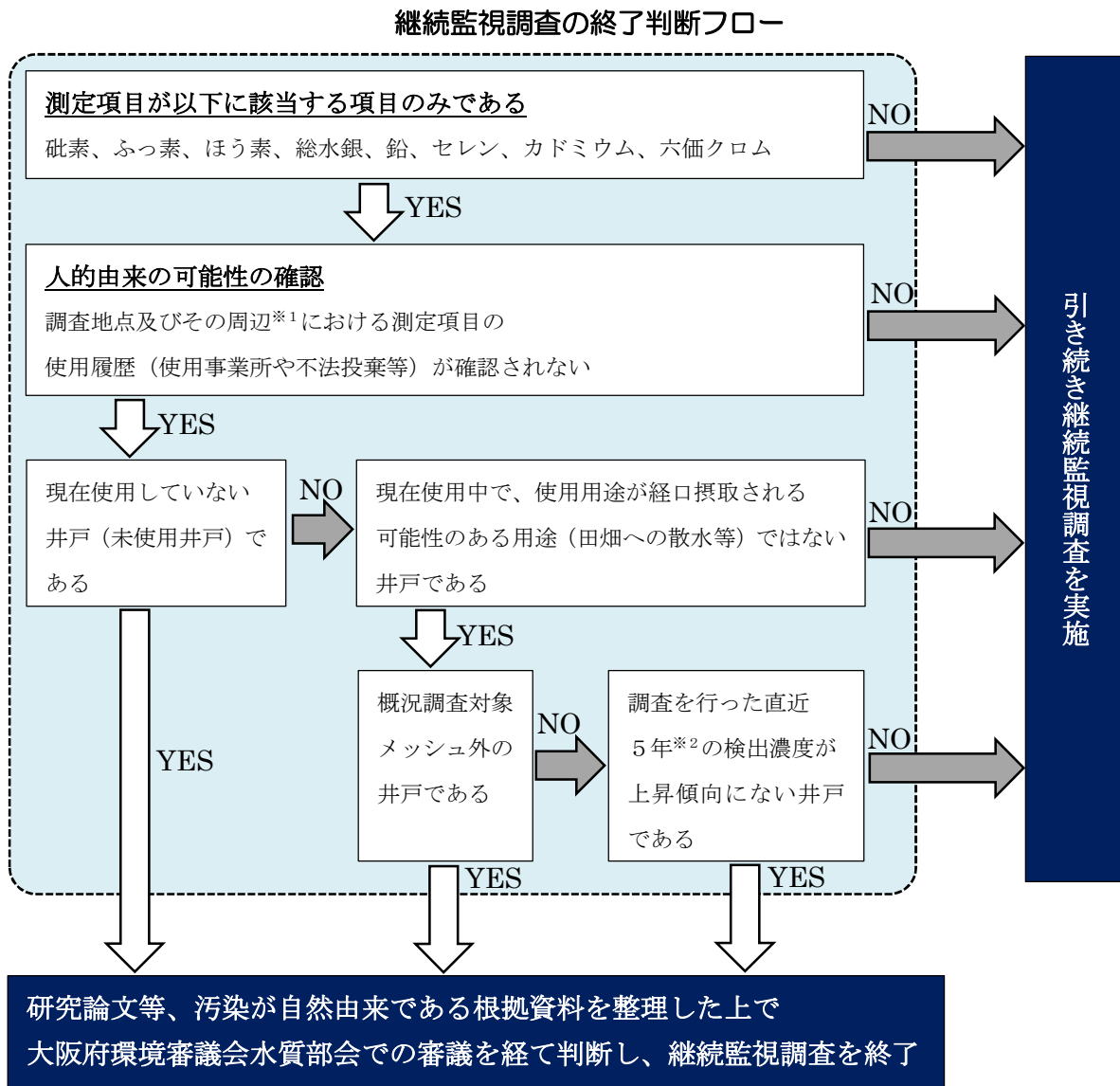


■河川の採水回数及び流量観測

- 1日の内で水質が大きく変動している地点を除き、1日の採水の頻度を4回から2回に減することができる。
- 流量観測を原則1日2回、変動の少ない地点は1回とする。

地下水質常時監視の継続監視調査における 自然由来汚染地点の終了判断についての基本的考え方

自然由来汚染と判断できる継続監視調査地点については、効率的な常時監視を実施するため、「事務処理基準」、「地下水質モニタリングの手引き」及び地域や調査地点の実情を踏まえた上で、以下フローに従い継続監視を終了することとする。



※1：周辺とは、大阪府地下水質保全対策要領の運用を準用し、以下の範囲内とする。

物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値 (m)
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素及びほう素	概ね 250
カドミウム、鉛、総水銀及びセレン	概ね 80

※2：直近5年とは、ローリング調査を含む過去5年分とする。

